

平成31年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成31年3月13日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副委員長	分 部 和 弘
委 員	浦 川 圭 一	委 員	中 村 美 穂
委 員	金 子 恵	委 員	喜々津 英 世
委 員	山 口 憲一郎	委 員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	参 事	森 本 陽 子
--------	---------	-----	---------

企画財政部長 久保平 敏 弘

(税務課)

課 長	山 崎 昇	課長補佐	梶 尾 和 美
-----	-------	------	---------

係 長 原 雅 美

(収納推進課)

課 長	渡 部 守 史	課長補佐	木 戸 武 志
-----	---------	------	---------

住民福祉部長 松 邨 清 茂

(住民環境課)

課 長	宮 崎 伸 之	課長補佐	小 林 純 子
-----	---------	------	---------

課長補佐	長 谷 裕 志	係 長	池 田 麻 夢
------	---------	-----	---------

(福祉課)

課 長	細 田 愛 二	課長補佐	山 口 聡一郎
-----	---------	------	---------

係 長	江 口 美和子	係 長	島 美 紀
-----	---------	-----	-------

係 長 芦 塚 愛

(こども政策課)

課 長	村 田 ゆかり	課長補佐	北 野 靖 之
-----	---------	------	---------

係 長	藤 吉 有 見	係 長	久 原 彩
-----	---------	-----	-------

主 任 堤 圭一郎

高田保育所長 松尾郁子

課長補佐 古賀洋

健康保険部長 中山庄治

(健康保険課)

課長 志田純子

課長補佐 藤崎隆行

課長補佐 木澤奈津代

係長 松田祐貴

(介護保険課)

介護保険課長 辻田正行

参事 中村宰子

係長 西村淳

本日の委員会に付した案件

議案第11号 平成31年度長与町一般会計予算

開会 9時30分

散会 16時04分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。それでは今日は税務課関係の審査に入っていきたいというふうに思います。説明を収納も一緒ですね。収納推進課も一緒にいつものように進めていきたいと思います。最初に山崎税務課長。説明を求めます。

○税務課長（山崎昇君）

おはようございます。税務課所管分の歳入歳出予算について御説明をいたします。まず、主要な施策に関する説明書2ページをお願いしたいと思います。町税の状況です。町税の本年度予算額合計は45億872万1,000円、前年度との比較では5,145万円、率にして1.2%の増額計上です。うち現年課税分は44億8,520万3,000円、前年度比5,897万6,000円、率にして1.3%の増。滞納繰越分が2,351万8,000円、前年度比752万6,000円、率にして約24.2%の減でございます。続きまして予算に関する説明書の6、7ページをお願いします。1款1項1目個人町民税1節現年課税分は22億7,000万円、前年度と同額の計上です。内訳は均等割分として7,100万円、所得割分として21億9,900万円を見込んでおります。平成30年度の実績をベースといたしまして、配偶者特別控除の改正、住宅ローン控除、寄附金税額控除などを考慮しておりますが前年度と同額を見込んでおります。2目1節法人町民税、現年課税分は1億1,600万円、前年度比1,800万円の増額計上です。1款2項1目1節固定資産税現年課税分は14億9,000万円、前年度比4,200万円の増額計上です。土地については前年度より300万円の増、家屋については新築、建て替えによる増及び軽減措置の消失などを考慮して前年度より2,600万円の増、償却資産については前年度より1,300万円の増として計上しております。2目国有資産等所在市町村交付金は415万5,000円、前年度比2万4,000円の減額計上です。1款3項1目1節軽自動車税、現年課税分は1億100万円、前年度比500万円の増額計上です。1款4項1目1節町たばこ税、現年課税分は2億900万円、前年度比1,100万円の減額計上です。次に8、9ページをお願いします。1款5項1目1節特別土地保有税滞納繰越分は存目計上でございます。1款6項1目1節入湯税、現年課税分は前年度と同額計上です。1款7項1目1節都市計画税は現年課税分2億9,500万円、前年度比500万円の増額計上です。次に16、17ページをお願いします。12款2項1目総務手数料ですが、前年度と同額計上でございますので内容は昨年と同額です。次に24、25ページをお願いします。14款3項1目総務費委託金2節徴収委託金は前年度と同額の6,000万円を計上しております。これについても内容については昨年同様で計上しております。歳入については以上となります。

続きまして歳出です。66、67ページをお願いします。2款2項1目税務総務費ですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は税務課職員14名、収納推進課職員6名、計20名分の人件費です。次に68、69ページをお願いします。人件費以外ですが内容的には前年とほぼ同様となっております。2目賦課徴収費のうち税務課所管分は

7,036万9,000円で前年度比2,512万2,000円の増額計上です。7節賃金では新たに住民税課税資料パンチ業務に従事するパート職員1名分と育児休業等代替職員1名分の賃金及び通勤手当の追加及びパート賃金の時間単価の変更などにより138万2,000円の増額計上をしております。70、71ページをお願いします。13節委託料、2,300万2,000円の増額計上です。主なものといたしましては評価替えに伴い3年に一度計上しているものとして、鑑定業務委託料、評価業務委託料、航空写真撮影業務委託料です。合計で2,312万5,000円を計上しております。このほかに新規計上分といたしまして、申告支援システム改修委託料121万円、地方税共通納税システム初期導入費32万4,000円を計上いたしております。また固定資産税納付書処理業務委託につきましては、平成30年度は評価替えになることから2か年分を計上していましたが、31年度におきましては1年度分を計上いたすことから101万8,000円を減額しております。14節使用料及び賃借料、34万3,000円の増額です。これは新たに地方税共通納税システムサービス利用料40万3,000円を計上いたしております。次に134、135ページをお願いします。6款1項5目農地費133万5,000円、前年度比35万3,000円の減額計上です。減額の主な要因は、13節委託料で前年度計上してございました土砂災害特別警戒区域等のデータ取り込みに係る委託料が31年度は無いことにより22万2,000円の減額です。14節使用料及び賃借料では地籍情報管理システムのリース期間終了に伴い、31年度については機器の再リースをしたことにより13万1,000円の減額です。222、223ページにイメージ管理システム利用料の債務負担行為を掲載しておりますので御参照いただきますようお願いいたします。

以上が税務課所管分の当初予算でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。次に渡部課長。

○収納推進課長（渡部守史君）

改めましておはようございます。続きまして平成31年度収納推進課当初予算の内訳を御説明いたします。収納推進課所管の歳入総額は2,551万8,000円の計上となりまして、昨年度より752万6,000円の減額計上となっております。

予算に関する説明書の6、7ページお開きください。各税の滞納繰越分について御説明します。1款1項1目2節個人町民税、滞納繰越分でございますが計上額1,098万5,000円となり、前年度比で178万5,000円の減額計上となっております。1款1項2目2節法人町民税の滞納繰越分でございますが、計上額5万円の前年度比9万6,000円の減額計上となっております。1款2項1目2節固定資産税、滞納繰越分でございますが計上額1,050万4,000円で、前年度比で448万9,000円の減額計上となっております。1款3項1目2節軽自動車税、滞納繰越分でございますが計上額18万6,000円で、前年度比22万9,000円の減額計上となっております。

ります。8、9ページをお開きください。1款7項1目2節都市計画税、滞納繰越分でございますが計上額179万2,000円で前年度比92万7,000円の減額計上となっております。各税滞納繰越額の減少が減額理由となっております。16、17ページをお開きください。12款2項1目6節督促手数料のうち滞納繰越分として20万円を前年度と同額計上しております。30、31ページをお開きください。19款1項1目1節延滞金のうち滞納繰越分として130万円、前年度と同額計上しております。32、33ページをお開きください。19款5項1目1節雑入で説明欄の上から3番目、滞納処分費でございます。計上額50万1,000円で前年度と同額計上となっております。以上で歳入説明を終了いたします。

続きまして、歳出を説明いたします。66ページ67ページをお開きください。2款2項1目税務総務費ですが、人件費を除いた収納推進課所管分の合計は2万7,000円で前年度比9千円の増額計上です。次ページ、9節旅費の普通旅費のうち2千円、研修旅費のうち9,000円、11節需用費消耗品費のうち1万6,000円が収納推進課分となっております。続いて同じページ2款2項2目賦課徴収費ですが、収納推進課所管分の合計は655万8,000円で5万2,000円の減額計上となっております。新規計上分はございません。内容については前年とほぼ同じでございますが、増減があります主なものにつきましてご説明いたします。11節需用費ですが、収納推進課所管分消耗品、印刷製本費、合計38万9,000円で前年度比10万1,000円の減額計上となっております。消耗品費、印刷製本費ともに精査をした結果となっております。12節役務費ですが、収納推進課所管分として口座振替手数料、コンビニ収納手数料、預貯金照会手数料、滞納処分等手数料、落札システム利用料、合計58万円で前年度比15万6,000円の減額計上となっております。理由といたしましては滞納者の減少による各種手数料の減が理由となっております。続きまして13節委託料ですが収納推進課所管分、上から8番目、鑑定委託料が54万円で前年度比21万6,000円の増額計上となっております。これは不動産公売を2件予定しておりました、前年度が1件であったための増額分となります。以上で主なものを説明させていただきましたが、これで収納推進課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは質疑を受けていきたいと思えます。質疑ありませんか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

6ページの町たばこ税。減額見込みになってますが、主な要因はどういったことが考えられるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

減額の要因ですが、今現在たばこを吸う場所というのが年々減ってきておりまして、その関係上たばこを止めてらっしゃる方も増えてきておりますので、今回は減額として考えております。吸う方が減ってきているというイメージです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それはどういった根拠と言いますか、何か全体的に大体このくらいの割合減るだろうと算定した理由が。どういうことで、このくらい減るだろうという見込みができたのか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

お答えします。4年間の平均を見ておるんですけども10月以降の金額というのが、1番その中で4年間で毎月の数字なんですけども低かった月を根拠として数字的に上げているような状態です。実際どれくらい本数が下がるとか、そういうものの実際のベースというものはございませんので、下がるという予想の中で1番最低の月、最低の額のところを見込みまして調定として上げております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

6ページの軽自動車税についてお尋ねをしたいと思いますんですが、477万円増額予定ということで30年度の保有台数とかそういった実績で、まだ30年度途中ですけれども来年4月以降取得してる人に当然税が掛かるわけなんですけど、消費税が上がるとかそういったこととか、今、軽自動車に乗り換えると、いろんな税の問題とかそういったことで軽自動車が増えるという推測なのか。増額計上された積算根拠を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

軽自動車税というのは平成28年度に税制改正をされておまして、当時の軽自動車税は一般の軽自動車で7,200円でした。これが今1万800円となっております。13年を経過した軽自動車についても1万2,800円。すみませんちょっと数字的に忘れたんですが、その関係で、年が経つにつれて税額が上がるという状態が続いておりますので、今しばらくは増額になっていくのではないかと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

税改正があったということを知ってはいるんですけど、ということは保有台数が極端

に増えるということではなくて、金額が上がっているからということの477万増額ということで計上されているという認識でよろしいのでしょうか。軽自動車例えば今年度とか増えてるからということではなく、その税改正で金額が高くなっているということで増えてるということでもよろしいんですね。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

委員お見込のとおりで計上しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

6ページの中程の国有資産等所在市町村交付金についてでございますけども、本町内の対象物件というのは、どの分なんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

この分というのは本来は固定資産税が掛かるべきものなんですけども、国、県、団体に所有しているものになってきます。その中で利益が上がったもの、収益があるものについて固定資産税に代わるものとして交付金をいただいておりますが、主なものとしては、サニータウンにあります県営住宅とか、あとはニュータウンにあります社宅、そういったものになってきます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。歳出を含めて質疑を受けたいと思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

70、71ページの13節の評価替に伴う航空写真撮影業務委託料763万2,000円ですが、以前は航空機で飛ばして写真を、これは今もそうなのかもしれませんけども、今ドローンとかありますよね。こういったものでは撮れないのか、もし撮れるとした場合に比較をされているのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

お答えします。確かに今回上げたものは航空機を採用しております。ドローンで撮れるということもあるんですけども、町全体というのではなくて部分的に撮れるということでは聞いておるんですけども、今検討段階に入ったところですので、こういった感

じになるのか、今のところ全体を撮影するということでは航空機での精度で考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ネット上にありますよね。いろんなサイトが持っているようなものと、こういったものというのは使い物にならんわけですか。それとも使えないというか。グーグルとかで。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

お答えします。どうしても座標値というのがありますので、なかなかセットができないということで、どうしても航空機で歪みを取らないことには合わせたときに精度が著しく欠けますので、そこは無理ということで判断しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今の関連ですけれども撮影業務を委託でしようからあくまでも、出てきた結果についての分析、これについては庁舎内、要するに所管課でやるのか、あるいはまた外部に委託するのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

今現在は内部の中の調査で行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

毎年、施政方針の中では課税客体の適切な把握という文言がいつも、これは当然のことでしょうけども出てくるわけです。特に私が心配するのは団地とか、そういう中で既に宅地として計上しておりながら空き地になっておる。宅地として使っていない。一方では、それを例えば駐車場として貸すということであれば課税の額が変わってくるわけですよね、課税の率か、変わってくるわけでしょう。要するに駐車場で貸すということであれば、そこに権利、義務が発生するわけですから、通常の宅地としての課税じゃなくて、課税の率と言うんですかね、そういったものがおそらく所有者に有利な働き方をするんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の未利用の宅地の評価等については適正になされておるのかなというの、ちょっと気になるんですが。質問が分かりにくかったかも

しれませんけれども、分かっておれば答弁をお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

宅地と雑種地になるんですけども、固定資産税の率というものは実際変わってません。上に居宅が建ってた場合に住宅用地の特例が掛けられるものと、無ければもう外れる。事業所だったら無いということの率になってきますが、山や畑から駐車場に変わったというものになると、農業委員会から農地転用だったりそういうものが出てきますので、それに基づいて調査を行っておりますし、航空写真の中でも見つけることは可能となってきますので、目視ではあるんですけども見つける努力をやっているような状態です。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

航空写真にしても、未利用の宅地そういったものにしても、要はやっぱり現場に足を運ぶということが大事になってこようかと思うんです。そういった意味では、例えば町税の職員だけではなかなか難しい部分がある。どっかの業者、そういう専門の業者がおるかどうかわかりませんが、現地調査をしてその結果を報告をすとか、そうやってる所も行政としてあるというふうに私は聞いておったんですが、そういった考えはないのかお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

現在のところ、登記簿上で地目変更とかあった場合には必ず職員が現地に赴いて、それを見た中で評価業務を行っております。農地転用が出た場合でも全て見ながらの評価になりますので、今のところ外部に委託するという考えは持っておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今に関連するかもしれないんですけども、増築ですとかそういうものに関して課税対象になるということを以前質問したことがあったんですが、増築した場合、相手方から増築したというのを言ってこない限りは行政の方で分からないから、そこに課税ができないまま、ある程度その税金を取り逃がしていると言うのはちょっとひどいかもしれないんですけど、そういう場合が多々あるということで、以前質問したときはなかなか人手が足りないから町内を隈なく見て回るということではできないけれども、そういう

部分があるというのは理解しているという答弁だったんですけども、今現在やっぱりそういうのがニュースになるぐらい、ある程度問題視されているという部分で、やっぱり税込確保という部分では、ある程度何かの対処をしないとイケないときなのかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

お答えします。確かに登記上で増築分と上がってきた場合は必ず調査を行っております。10平米いかないものについて何も資料的に上がってこない場合がありますので、町内回った中では全てを網羅するというのはなかなか難しいところでもあります。今現在、売買をしたりとか登記が動く場合に、その際に分かったときには遡及課税ということで課税をして、徴収しているような格好で動いております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○議員（堤理志議員）

同じところで質問をしたいんですけども、今おっしゃるように売買とか登記とか、それから増築等があったとき、増築のときは建築確認申請とかがあるんじゃないかなと。そういった所からの情報というのはないのか。と言うのは、これだけの金額が掛かるわけですが、果たしてそれに見合った税込の確保ということがどうなのかなと、もうコンパクトな町だったら、むしろ巡回した方が効果もあるんじゃないかなという気も一方するんですが、そういう検討というのはなされたのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

この航空写真の撮影業務に関しまして、税の観点からは地目がどういうふうに変ったのかとか建物の状況を見ていくんですが、航空写真は税だけが見るものではなく、教育の現場でもこれを活用して教材の資料として使われたりとか、あとは農業委員会の方でも畑の管理、そういったものについても使われておりますので、一概にその税の目的のみで行っているという感じではなくて、町の各課での業務に使用しているような状態です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

町長の専決処分の事項を議会もある程度幅を持たせるということで、昨年3月に条例

改正をやったわけですからけれども、いわゆる議会の議決を採らないでいろんなそういう法的手続きができるように便宜を図ったつもりですけれども、基本的にその効果というものはあったのかどうか、そこら辺をまず聞かしてください。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

議会の皆様の御理解と御尽力により専決処分の条例を作ってくださいました。勉強不足で申し訳ないんですが、税行政にそれがどのように私ども活用できるものかというところを誠に申し訳ありません。私、勉強不足でちょっと理解できないんですが、もうちょっと具体的に御教示いただければありがたく存じます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。もう少し明確に質問の趣旨を明確にさせていただきたいと思います。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

手元に当時の資料を持ってきておりませんので具体的というふうに、資料を見ながらじゃなければいけませんけれども、要は今までは少額の債権回収についてもいちいち議会の議決を付さなければ手続きを進めないと。これじゃあやっぱり行政の業務にもスピーディな解決には繋がらない、業務にも影響があると。そういう話もあって、議会としてもある程度町長専決でできるものについて考えてやろうじゃないかということで議会運営委員会でも相当期間を掛けて議論をした。それはこの徴収もそうです。町営住宅の家賃の収納とかその他収納に係る部分について、私はそれによってかなりスピーディな業務展開が図れると、役場側もそういう説明をしとったわけですから、そういった部分で効果があったのかというのをお尋ねしたわけですので、よろしく願います。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私の認識不足と理解不足で、確かにおっしゃるとおりでございます。誠に恥ずかしい限りですけれども、この件につきましては収納推進課長より答弁をさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

渡部課長。

○収納推進課長（渡部守史君）

お答えいたします。今、収納推進課の方で取り扱いをしております債権というのが町税と一部の公課、水道局所管の分は除いた国税やらそういった類になりますけれども、今うちで取り扱いしております債権につきましては、強制徴収ができるということで、今回の条例とは直接的に絡み合うことがない債権だと思います。委員がおっしゃってる分につきましては、各所管の方で実際に効果というものがあつたのかどうかというのは

把握をしておるものと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

確かに今課長が言ったとおり債権が2つに分かれるわけですね。町税の収納等についてはもう強制的に役場の職員側で全て完結できるまで仕事ができるというのは分かっているんですが、要は私債権にしてもそれにしても、要するに議会としても、議会の議決を付さないでできるということをやった。だからそういったものを利用してどんどんどんどんやっぱり進めていくんだと。そういう私債権もひっくるめて、そういうものがやっぱり効果として表れてこなければ、何のための条例改正やったのかなという、やっぱりそういう思いが私はあるもんですから聞いたわけですけども、いずれにしてもおそらく今年も県下でもトップクラスの収納率、30年度もそういうふうにくだらうとは思っておるんですけども、ちょっと話を変えますけれども、町民税であるいは固定資産税で最高滞納しておる人の額あるいは年数。これは個人情報ですから名前は当然言えませんけれども、大体どの程度のものであるのか、それに対して今までどういう手続き等を踏まえて回収努力をされたのか、そこら辺について予算上は基本的に経常的な経費ということで特別それを進めていくための予算というのは無いというふうに私は見たんですが、そこら辺があったもんですからお尋ねをいたしました。よろしくをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。今質問が2点ありましたよね。1人の滞納額最高の額と回収状況についてという質問主旨ですから、的確に答弁をしてください。

渡部課長。

○収納推進課長（渡部守史君）

今、町で滞納者、滞納額の最高額が1番、ナンバーワンが1,270万ほどの方がいらっしゃいます。割合的にいけば1,000万以上というのは1人ということになっておりますが、その方については差押えを今実施をしている状況でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

もう多くを申しませんけれども、さっき課長の説明の中でも公売と言うのかな、2件程度予定しておるということで予算を計上しておるということですけども、要はやっぱり公平公正という、行政の業務はそういったものを旨として進めていかんばいかん。ですから、そういった意味では行政側でできる最良の執行権、できるわけですから今まで以上にやっぱりこれはそういう徴収努力をしてもらわんばいかんというふうに思います。そこら辺について課長の考えを聞かせてください。

○委員長（岩永政則委員）

渡部課長。

○収納推進課長（渡部守史君）

お答えいたします。私どもの収納推進課の職員、私も含めてでございますけれども、滞納されている方と対峙をするわけですが、いつも私達の後ろには納期内納税をされている方のことを思いながら、中には貯金箱の中から引き出して納期内納税をする方もいらっしゃいます。そういった方の信用を無くさないようつもりでいつも仕事をしておりまして、そのことをいつも念頭に置いて仕事をしておりまして、公正、不公平感が無いような仕事をいつも心掛けております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

ほんとここ数年、非常にすばらしい収納成果を上げてるということでは敬意を表したいと思います。そこで、ここ数年いろんな収納の過程でお客さんとのトラブル、中には刃傷沙汰まで出てくるというのがありますので、そういった部分でやっぱり十分注意をしながら収納努力をしていくということが必要になるわけですが、これは収納推進課あるいは税務課の1人のスーパースターよりも戦力になる職員がやっぱり多いか、多くそういった戦力になる職員を育てるとするのは非常に大事になってくると思う。そういった意味で研修、新人辺りは当然研修辺りには行くんでしょうけれども、中堅管理職にしても、やっぱりそういう徴収のための収納のための研修会というのは極力受けさせるような内部の制度になってるのかどうか、そこら辺を聞かしてください。

○委員長（岩永政則委員）

渡部課長。

○収納推進課長（渡部守史君）

収納推進課の方では、総務課の方に研修の予算がございまして、そちらの方でいつも毎年ある程度の人数を行かせて欲しいということで要望をしております。職員に対しても積極的に予算の範囲内で行けるようにということで研修の方行かせております。私もできる限り、本を読むよりもやはり研修を受けるのとでは全然雲泥の差がございますので、私も積極的に行くように心掛けております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

質疑ありませんか。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。以上で税務課と収納推進課を終了をいたします。

以上で終了いたします。お疲れ様でした。35分まで休憩をいたします。

（休憩 10時23分～10時34分）

○委員長（岩永政則委員）

おはようございます。それでは住民環境課の審査に入ってまいりたいと思います。説明を求めます。

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

おはようございます。それでは平成31年度の一般会計当初予算の説明をさせていただきます。住民環境課としましては、今年度につきましては新規事業といたしましてコンビニ交付サービス事業2,345万7,000円を計上いたしております。そのほかにつきましては、前年と同様の計上となっておりますのでよろしくお願いたします。

それでは平成31年度長与町一般会計予算に関する説明書及び主要な施策に関する説明書により主な事業予算の内容につきまして御説明いたします。歳入から御説明させていただきます。12、13ページをお開き願います。11款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金でございます。正職員2名分と再任用職員2名分を計上いたしております。次に16ページ、17ページをお開き願います。12款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節証明等手数料までが証明書交付手数料を計上させていただきます。同じく2項2目衛生手数料1節清掃手数料でございますが、ごみ収集手数料は町指定のごみ袋分につきまして自治会配布分、店舗配布分、公民館配布分、窓口販売分につきまして、手数料と粗大ごみ等の個別収集手数料分を計上いたしております。次に2番目のし尿収集手数料でございます。人頭制月平均180人分、従量制月平均1,980本分で671万円を計上いたしております。3番目の一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては一般廃棄物収集運搬等に対します許可手数料を計上いたしております。次の2節はし尿収集手数料滞納繰越分で10万5,000円を計上いたしております。次の3節犬登録手数料につきましては犬の登録及び予防注射済証の交付手数料が主なものでございます。次に18、19ページをお開き願います。13款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の個人番号カード交付事業費と事務費の補助金を計上いたしております。次に20、21ページをお開き願います。2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金は循環型社会形成推進交付金でございまして、浄化槽2基分を設置補助金として計上いたしております。13款3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上いたしております。次に22、23ページでございます。14款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金でございますが、先程の国庫支出金で御説明いたしました浄化槽設置整備事業に伴います県からの補助金として同じく2基分を計上いたしております。次に24、25ページをお開き願います。同じく3目2節清掃費補助金でございます。長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金で21万円を計上しております。これは大村湾一斉清掃時のごみ処理委託費関連経費30万円の70%の計上となっております。同じく下段の14款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金につきましては人口動態調査事務委託金及び市町村権限移譲等交付金を計上いたしております。これにつきましてはパスポート事務交付金でございます。次に26、27ページでございます。上段の14款3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金で墓

地、納骨堂の申請事務と公害の事務に対する権限移譲等交付金を存目計上しております。次に28、29ページでございます。15款1項2目1節利子及び配当金のうち説明欄下から2番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入を存目計上いたしております。次に34、35ページをお開きください。19款5項1目1節雑入、上から6行目でございます。資源売払収入としまして611万6,000円を計上いたしております。続いて3行下の収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料、3行下の「ながよ町の自然」売払収入が住民環境課所管分でございます。下段の5項2目1節弁償金でございますが、これは国からの通知カードを郵送中などに破損、紛失等がございました場合の保証という形で日本郵政の損害賠償請求を行うための予算項目になっております。こちらにつきましても存目計上いたしております。以上が住民環境課所管の歳入でございます。

続きまして歳出の予算でございます。72、73ページをお開き願います。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、給料から共済費は住民環境課住民係の職員分でございます。7節賃金は旅券事務と個人番号カード交付事務のパート賃金と通勤手当を計上いたしております。11節需用費は例年同様のプリンターのトナー、ふれあいカード等の消耗品、各種証明書用紙におきます印刷製本費が主なものでございます。次に12節役務費の郵便料はパスポート申請書類等と個人番号カード交付事務に係ります郵送料、手数料は新規事業のコンビニ交付サービスに係りますLGWAN設定変更手数料と諸証明発行の手数料でございます。13節委託料につきましては、戸籍総合システム等の保守とパスポート交付窓口端末機の保守料及び個人番号カード等印字システムの保守料、またコンビニ交付システム開発事業の委託料を計上しております。14節使用料及び賃借料では、戸籍関係のシステムと個人番号カード等印字システムの使用料、コンビニ交付システム使用料を計上いたしております。次に74、75ページをお開き願います。18節備品購入費は戸籍総合システムのハードウェア料でございます。19節負担金、補助及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金と個人番号カード交付事業を委任しております地方公共団体情報システム機構へ支払う個人番号カード交付事業負担金及びコンビニ交付事業運営負担金を計上いたしております。

次に114、115ページでございます。4款1項5目環境衛生費1節報酬は環境審議会委員報酬でございます。8節報償費につきましては交通環境調査をお願いしておりますので、そちらの世帯への謝礼経費でございます。9節旅費、11節需用費につきましても例年のものでございます。13節委託料は水質調査委託料で大村湾水質底質検査年6回、長与川等水質検査年3回、遊泳場水質検査年1回について年間を通した委託料でございます。害虫駆除委託料につきましては害虫駆除などの処理を行うための委託料を計上させていただいております。コンポスト跡地調査等業務委託料につきましては、ガス、水質について年間調査費を計上させていただいております。16節原材料費の衛生施設整備補修原材料費でございますが、こちらは例年のものとなっております。19節負担金、補助及び交付金でございますが、長崎市営火葬場維持管理費負担金で831

万5,000円を計上いたしております。こちらにつきましては平成29年度の火葬場の決算額につきまして、長与町の火葬件数及び率等によりまして算出しました金額を計上させていただいております。浄化槽設置整備事業補助金につきましては歳入で御説明いたしましたが2基88万8,000円を計上いたしております。次に116、117ページをお開き願います。猫の不妊・去勢事業につきましては手術費の補助分でございます。20頭分16万円を計上いたしております。6目狂犬病予防費、7目省エネルギー対策費でございますが例年の計上となっております。次に4款2項1目清掃総務費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては施設組合を含んだ職員9名プラス再任用職員2名分でございます。8節報償費の資源ごみ回収報奨金につきましては子ども会及び自治会の資源ごみの団体回収につきまして報奨金を計上させていただいております。次に118、119ページをお開き願います。12節役務費につきましては不法投棄された小型家電等のリサイクル料分でございます。13節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸清掃に係ります回収運搬の委託料を計上させていただいております。きれいなまちづくり事業委託料につきましては学校関係や常設倉庫資源ごみの回収、町の指定ごみ袋、ふわっち等の配布また配達をお願いいたしております。及び犬猫の死体回収、不法投棄防止関係、粗大ごみの個別有料収集業務と道路河川等につきましては清掃及びパトロール業務について行っていただいております。14節使用料及び賃借料は、有料道路の通行料と町民一斉清掃時の自治会からの車借上料と草刈り機借上料及び回収車両借上料、大村湾一斉清掃時等の船舶の借上料、回収車両の借上料などを計上させていただいております。次に2目ごみ処理費でございます。1節塵芥収集員報酬につきましては427万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては3人のローテーションとなっております。4節共済費につきましては収集員の社会保険料を計上いたしております。11節需用費でございますが消耗品費にごみ袋製作料が主なもので、大の袋が160万枚、中の袋が90万枚、小の袋が50万枚の計300万枚を作製し、牛乳パックの再生利用した啓発用のオリジナルトレットペーパーにつきましては6万個分を計上させていただいております。12節役務費につきましては、住民環境課所管のダンプカー1台分の保険、損害共済金でございます。次に120、121ページをお願いいたします。13節委託料でございますが、ごみ収集委託料は可燃ごみ等収集運搬業務、瓶収集運搬業務、不燃粗大資源ごみ収集運搬業務など合計1億2,820万5,000円を計上いたしております。ごみ収集手数料徴収業務委託料につきましては町内各施設事業所等のごみ袋の販売手数料でございます。分別看板設置委託料につきましては各ステーションの看板設置委託料でございます。次に19節負担金、補助及び交付金でございますが、生ごみ処理機器設置事業補助金で38万7,000円を計上いたしております。資源分別収集助成金につきましては394万1,000円を計上いたしております。長与・時津環境施設組合負担金でございますが、組合運営費、熱回収施設の関連工事費交付税充当分を含めましたところの

金額で3億9,421万8,000円を計上いたしております。27節公課費につきましては環境課所管のダンプカー分の重量税分でございます。次に3目し尿処理費でございますが、1節報酬は徴収嘱託員報酬を計上いたしております。9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては例年のものがございます。13節委託料につきましては、し尿収集委託料、し尿処理委託料、し尿料金システム保守点検委託料、し尿投入施設運転管理業務委託料の合計で4,941万3,000円を計上いたしております。し尿処理委託料につきましては、下水道課への支払いとして260万1,000円を計上いたしております。14節使用料及び賃借料では、し尿料金システムリース料、23節償還金、利子及び割引料はし尿収集手数料の還付金を計上いたしております。

説明書の222、223ページをお開き願います。債務負担行為の調書でございますが、上から3番目と4番目の戸籍総合システムリース料、住基カード等裏面印字システムリース料、下から3番目と4番目の個人番号カード等印字システムリース料、し尿料金システムリース料が所管分でございます。次の224、225ページでございます。下から2番目のコンビニ交付システム開発業務委託料が所管分でございます。

続きまして主要な施策に関する説明書の11、12ページをお開き願います。住民環境課関係の主要な施策の業務内容などをお示ししております。26ページをお開き願います。住民環境課の特別職・非常勤職員の報酬について、委員等の人員、予算額を示しております。31ページをお開き願います。補助金・負担金一覧でございますが、上から3番目の住民環境課所管分で、戸籍住民基本台帳事務協議会負担金以下、環境関係の補助金、負担金をお示ししております。次に43ページをお願いいたします。基金の状況でございます。下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管分でございます。併せて御確認をお願いいたします。住民環境課所管の予算などの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。結構多いので歳入からまいりましょうか。13ページが最初です。ありませんか。16、18、21、23、いいですか。25。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページで浄化槽設置整備補助金ということで2基分予定されてるということですが、これはどの辺りに。31年度設置するというものはもうあらかた話が進んでるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

下水道処理区域の世帯を対象にしておりますが、地域的な御相談はあっておりません。

以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

質問ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の答弁について確認させていただきますけれども下水道の処理区域内に、外ですね、分かりました。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

資源売払収入の件でお聞きします。29年度が897万、30年度が765万、今年度が611万6,000円の見込みということで段々減っている傾向にあると思いますけれども、これは単価的なものはあるかもしれませんが、この傾向としてどのような分析をされているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今委員がおっしゃったとおり前年度から今年度かなりの減額計上となっております。これにつきましては、我々が資源売払収入としまして考えてるところの紙類、こちらについて、かなりの単価落ち込みの発生が近年されております。それで今回の予算要求につきましては、直近の平成30年度の後期の分を算定基礎とさせていただいております。その結果、質量につきましてはほぼ前年度と同量で計算しておるんですが、これだけの金額の差が発生しております。またこれにつきましては当然でございますが入札を掛けますので、新たな31年度前期の単価、後期の単価、こちらによって収入金額は変わってまいると考えておりますが、質量につきましては我々としましては今のところ、減量することで計上するとかそういうふうな考え方はございません。実績的にも前年度とほぼ同量の質量を確保させていただいておりますので、これにつきましては単純な単価がかなり下落したということで予算計上させていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今の関連になるんですけれども、今質量ともに変わってないというふうに言われたと思うんですけれども、現在自治会で拠点回収している量と量全体は変わってないんですけども、私が見る限りでは役場の方とか常設の拠点回収の所に結構持ち込んでる数量が増えているんじゃないかなと思うんですけれども、もちろんそれを全て含めて数量ということ

なので量が変わっていないということと思うんですけどもその辺はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

全体量につきましては昨年とほとんど変わらないんですが、今年度、常設倉庫町内6か所ございますが、そちらの方に持ち込まれた量が約20%ございます。そちらの方がかなり毎年増加している傾向にございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく資源売払収入のところでお伺いしたいと思います。私もこの有価物の単価が下落しているということの状況があるというふうな話をお聞きしたことで、それから今御説明ですと紙の単価も落ち込んでということなんですが、町としては資源の回収のときに極力町の拠点回収に出して欲しいという立場なのか。それとも民間も今個別に収集されてますけど民間の方にも出して、それは否定はされてないと思うんですけども、基本的に町としては、どういうスタンスで紙なんかを出して欲しいというふうに考えてらっしゃるのか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えさせていただきます。まず町としましてはこの回収につきましては、拠点回収を含めまして回収した分の売り払いにつきまして自治会に全額、必要経費を引きまして全額お返しするというのが基本としておりますので、当然自治会の運営等考えますとこちらの方で対応していただきたいというのが趣旨でございます。ただし町として民間の方々が回収する分につきましても、とにかく資源としてリサイクルできるものについてはリサイクルをしてくださいという立場でございますので、民間であろうと町であろうと自治会であろうと、これはもうリサイクル関係としてやる必要があるという認識を持っております。ただし長与町におきましては、そういう形で回収したものにつきまして全額自治会の方にお返ししたいという考えがありますので、我々としてはその事業にのっとってそれを推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の質問に関連してでございますけども、先程この売払収入については自治会に全額戻すということにしてるんだということでおっしゃいました一方で、20%ぐらいがも

う常駐回収の所で集められているんだということもおっしゃられたんですが、そのも含めて全部自治会に返すということをしてるんだと思うんですけども、やっぱりここは公共施設とかで、それこそここに関わる職員も町が自前で雇われて回収もされているという状況ですので、少なくともその分ぐらいはもう町の一般会計に入れた方がいいんじゃないかなというような感じもするんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

公共の分につきましては当然役場の方でそちらの方も収入等はさせていただいておるんですが、先程私が申しました公共というのは拠点回収の役場を含めました部分、こちらについて出してる部分も全て自治会で拠点回収されてる分と合わせまして、拠点の分も一緒に自治会の方に交付させていただいているという状況でございますので、申し訳ございません。ちょっと間違いがあったようでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だから、せめてこの公共に置いているものについては、この20%ですかね。ここで売られた分、処分をされた収入については、一般会計で受けていいんじゃないかということをお願いしてるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

すみません。再度御回答させていただきます。課長補佐の方が先程公共ということでお話しさせていただいた常設の設備につきましては、拠点回収の長与町内に常設倉庫6か所設けておる分、その6か所が20%に割合がなってるということでございまして、公共施設の我々の役場の物と別でございまして、常設倉庫6か所の公共施設という意味の公共でございまして、そちらの方で20%現在回収されてるということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

改めてちょっと質問をすると、そしたらその常設会場のもちろんそこに持って来られる方は住民の方が持って来られるんでしょうけど、集められた回収の処理、その費用はどなた達がやられているのか、どこがやられとるのか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

回収業務につきましてはシルバー人材センターに派遣事務を委託しております。そちらの方に回収の方お願いさせていただいております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だから当然自治会の方が関わって処理をしてないという状況でございますので、町の負担でやられてるということで、その分は少なくとも町の方で受け入れをされていいんじゃないかということをお願いしてるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今言われたシルバー人材センターの回収業務でございますが、こちらにつきましては自治会の方の拠点の回収業務につきましても回っていただいている業務でございますので、その一部として長与町内6か所の拠点回収場所についても同じ扱いで対応させていただいてというのが現状でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

すみません。先程やりとりした部分のことで、ちょっと同僚議員ともしかしたらちょっと認識がうまくいってないんじゃないかという話もあったんで、再度ちょっと確認の意味でお伺いをするんですが、私が申し上げてるのはステーション。いわゆる可燃物などを集める所のステーションですよ。そのステーションに貼り付けてある曜日別のカレンダーのことじゃないんです。じゃなくて、そのステーションに、ある特定の事業者名の看板がもうくくりつけてあって、会社名と紙をうち集めてますから連絡いただければ取りに来ますというような文言と電話番号、そのことなんです。カレンダーの下の方に業者名が書いてあるところは私はそこをとやかく言うつもりはないんですよ。そういった部分があるということは御承知なのか、そのことなんです。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

大変申し訳ありません。私の認識は先程言った看板のケースでございまして、今言われたステーションにそういう別のものが貼られておるとい部分について、我々の方としては報告を受けておりませんでしたもんですから、その分については承知しておりませんでした。そのようなことがあるということをお伺いしましたので、そちらについては当然でございますが調査しまして、撤去させる方向でいく必要があるというふうには

認識しております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。そしたら歳出の面も含めて73ページ、75ページ、いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

新しく始まるコンビニ交付の件でお尋ねをいたしますけれども、こちらのコンビニ交付でコンビニとの契約というか、機械というか、長与町全体のコンビニ全てで対応が可能になるということなんでしょうか。まずその点を。

○委員長（岩永政則委員）

小林課長補佐。

○課長補佐（小林純子君）

長与町内のコンビニもですけれども、全国のコンビニで使えますので特に問題はないかと思います。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

交付手数料というのは、これからされていくのでどうなのか分からないですけど、ほかの所では50円ぐらい逆に安くなるという傾向にあるようですけれども、その点はどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

長与町におきましては、交付手数料につきましては現状のまま、そのまま手数料を徴収したいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

そうですね、今後も委託料というか、そういう経費というのが掛かってきますので、他自治体はそういうふうな取組をしてるにしても、やはり住民の利便性と言ってもそこに赤字が出るというか、負担が出るというのはちょっと本末転倒的なところがあるのかなと思うので、そういうふうにされた方がいいのかなと私も思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

コンビニ委託料ですが、一応大きな2,000万ちょっとのものについては今年だけ

のものかなと思うんですが、残りの保守委託料、システム利用料、それと運営費負担金。こういったものが年間のランニング、通常のコストになってくるのかどうか、そこを。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今委員がおっしゃったとおり開発につきましては、2,128万5,000円、これは単年度という形で考えております。ただし、使用料及び保守料につきましては年間で約500万程度の運用費が掛かるのではないかとというふうに計算しております。今年度予算につきましては当然1月からの予定をしておりますものですから3か月分の計上となっております。そういうことで500万前後の経費が掛かるものと考えております。これにつきましては、3年間の交付税措置がとられるということで財源確保の面もありまして今年度計上させていただいてる現状でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

コンビニ交付事業運営負担金ですけども、どこに支払われるのか教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

コンビニ交付の事業負担金の部分でお話をさせていただきますと、こちらにつきましてはJ-LISという地方公共団体情報システム株式会社というかたちで、国及び県市町村の方で認定しております業者の方に支払う形になります。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

このコンビニ交付を受けるに当たって個人番号カードの今まで以上の推進というか、作っていただくということが重要になってくるかと思うんですけれども、こちらの方の交付が必要になってくるかと思うんですけれども、ふれあいカードでずっとされてた方の切り替えというのも含めながら周知が必要かと思うんですけれども、そちらの方はもうもちろん広報での周知ということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

委員がおっしゃったとおり、現在、発行枚数で2万枚程度交付されておる現状でございます。当然この方達がそういう形で使用する形になってこようかと思っております。現状の

ところは今委員がおっしゃったとおり広報等でPRをさせていただきまして、今後は各自治会とも相談をしながら、いろいろなケースを考えて、こちらだけでの募集的な立場ではなく出向いての協議を重ねて、こちらのふれあいカードの枚数に対応していきたいと考えております。最終的にふれあいカードの交付枚数に達しない場合は、また別途ふれあいカードの所有者等に周知をしまいたいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もコンビニ交付の件でお伺いをしたいと思います。大きな今回の切り替えのきっかけは自動交付機の老朽化が大きな要因だったろうと思うんですけども、今御説明お聞きしますとランニングコストが年間500万必要になってくるという。これがずっと掛かってくるということを考えれば、このコンビニ交付もコンビニ交付で全国どこでもとれるという利便性はあるんですけども、ただ一方で住民票なんかは1年か数年に1回取るか取らないかの一住民にとっては、それに年間500万掛かるというのもちょっとびっくりするんですよ。そんな掛かるんだったら一括して新規に交付機をどんと更新する方が安くつくんじゃないかというような試算はされたのか。いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

委員が今おっしゃった費用対効果の件、当然でございます。先程話がありました自動交付機につきましては平成28年度をもちまして製造が中止されております。これに関連しましてリース契約を今現在再リースでやっておりますが、こちらについても平成33年6月をもって全て終了という状態になっております。この現状を考えまして住民サービスを考えた場合に、代わる措置としましてはこのコンビニ交付が有効ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そういうことでコンビニ交付に移行したいということで、そこは理解するとしてですよ。1つこれを利用するときにマイナンバーカードを持っているというのが1つの条件になるというふうに思うんですが、現在長与町民でマイナンバーカード取得率と言いますか、どのくらいの方が持ってらっしゃるのかね。分かりますか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

1月末の状況でございますが、交付率につきましては4,495名の10.62%でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうしますとオレンジカードと比べてまだまだ普及が十分には進んでない状況だというふうに理解するんですが、マイナンバーカードができたときも一定住民の中から、このマイナンバーカード制度そのものに対する不信感というか、通知カードは持っているけどカードまで持つのにはちょっと抵抗があるという方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。国としてはこのマイナンバーカードを是非推進したいという考えだとは思いますが、一方で住民の中ではちょっと抵抗感もあるという方も少なくないということで。そういう関連でお伺いしたいのが、先日から確定申告を行う中で、そのときにマイナンバーカードを作製するのを推進と言いますか、お手伝いしますよということで普及に努められたと思うんですが、そのときの状況はいかがだったのか。例えばどのくらいの方に勧めて何割くらいの方がOK。つまり一定私はいいいというふうに断るような方もいらっしゃるんじゃないかという、その辺りの状況を知りたいんですが分かりますか。分かれば結構なんです。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

当然申告会場でいろいろ話もあろうかと思いますが、こちらとして今把握してる状況を人数で御回答させていただきます。3月11日までの実績でございますが、申告会場におきまして251名の方に加入いただいておりますので、かなりの実績かとこちらの方は分析いたしております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

1日多分100人以上申告に来てることから言えば、これをどう評価するかはちょっと分からない。母数が分からないのですね。私なんでこう聞いたかと言いますと、これをするによって一定コンビニでやろうという方もいらっしゃるかもしれませんが、逆にマイナンバーカードをまだ持ちたくないという方が一定いる中でこれを推進していった場合に、逆に窓口の方でもうやろうということで窓口の方にたくさん人が押し寄せて、窓口業務が逆に煩雑になる恐れがあるんじゃないかなという気がしてるんですが、そういったことは議論されなかったですか。逆に減るといふふうに思われますか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今話があった内容も所管では話をさせていただいております。しかしながら、現状としまして先程も申しました自動交付機による窓口以外の場所で実情としまして大体40%の証明書発行を行っております。まずこの40%の発行業務をスムーズにコンビニ交付に移行できれば窓口業務がそれだけ煩雑にならないじゃないかということがまずありまして、なるべくこのコンビニの方を推進するための、今申告会場であったりとか、土曜日の別の事業に出向きまして、そちらの方の交付ができる体制を整えてまいりたいというところが現状でございます。今のところ交付金につきましても今年度31年度予算にも計上しておりますので、そちらと合わせもって、なんとかこちらの方の数値を縮めて業務が煩雑にならないように話し合いを持って頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これは我々も委員会審査の前に、本当はコンビニ交付の例えばフロー図とかメリットとか、そういった資料をやっぱり要求しておけばよかったなと今反省をしておりますけれども。私自身は、自動交付機は先程言われたように機器の老朽化とかいろんな問題がある。結局、自動交付機そのものは職員が対応せんばいかんわけですね、いろんなトラブルとか。コンビニはもう全くそれはない。基本的にはセキュリティの問題もやっぱり私は万全なものになっておるんだろうと思っておりますけれども、議会でこれが可決をすれば、いよいよ住民向けに、そういったPRというのが展開されていくと思うんですが、ここら辺の資料というのはもう既に所管では作っておられるというふうに思うんですが、やっぱり議論をしていく上でも、そういったフロー図とかメリット、必要な要件とかそういったものがあれば非常に助かるなど、思いがあるんですが、委員長、ここら辺の徴求というのは無理なんじゃないかな。

○委員長（岩永政則委員）

今喜々津委員から提案がありましたけれども、所管に聞きますが住民向けの資料なんか作っておられるんですか。まだ今からなんですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。資料が若干フロー的なものがありますので、ちょっと拡大をしてもらってお配りいただくと。うちに配るということは全員に配るということですから、そういうことで準備をしていただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

先程のコンビニ交付の続きなんですけども、コンビニ交付を展開するに当たり、将来的な考え方を1点だけお聞かせいただきたいというふうに思います。コンビニ交付を展開するに当たって、絶対、費用対効果というのが必ず現れてこないといけないかなというふうに思います。コンビニ等々に掛かる経費、あと窓口業務の40%、それを40%回収されれば、将来的には窓口業務が頻度が少なくなってくるというふうに考えます。そういった中で、そのコンビニに掛かる経費対窓口業務の費用対効果と言われれば人員削減に繋がってくるのかなというふうに思います。そういった中で将来的にはそういったところをどのように見ているのか。あるいは考えてるのか。お伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

まず費用対効果という話がありましたので、そちらの部分から御説明をさせていただきたいと思います。なぜ今回平成31年度予算で計上させていただくことになったかという点につきましては、財源確保の面から平成31年度までに事業を終了して国の許可がおりますと、特別交付税の措置としまして100%充当の2分の1という形で31年度までの事業執行については認めてよいというのが今現在の状況でございます。これでいきますと2,300万程度でございますので、1,150万程度は特別交付税の枠で交付いただけるんじゃないかというふうな費用対効果を考え、今年度計上させていただいております。それと来年以降の2年間につきましても、今年度事業が完成することによって、同じく2分の1の特別交付税の措置をとられると。この措置がとられることによって合わせて約2,000万程度の財源確保ができるという部分でまず考えさせていただいております。ただ先程の人員配置等の将来的な問題につきましては当然人事の方の問題でございますが、我々としては住民サービスの点から今の人員、今の住民系の人員を減らすという考えは持っておりません。もう住民係におきましては現在も多忙の状況でございます。交付機が稼働中であっても窓口の業務というのはかなりの状況でございますので、今の人員を減らして対応するというような考えは所管としては持っておりません。ただし人事に関しましては我々の管轄でございませぬので、そちらについては言及できないというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。もう全体的に質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私は115ページのコンポスト跡地調査についてちょっと質問させていただきます。ずっと調査がされておりますけども現状がどのようになっていってるのか。そしてまたこの目途が、目途とはなかなか難しいでしょうけど、どのくらいの期間こういう調査を

行っていけばいいのか。分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

まず今の現状、コンポスト跡地の調査でございますが、ガス調査につきましては年に4回、水の水質については毎月調査をさせていただいているのが現状でございます。当初これにつきましては2年間のモニタリングということで始まっておりますので、31年度につきましても予算計上させていただいている状況でございます。水質等につきましては当初から今までの経緯も含めまして、問題は元々発生した原因はございません。ガスについてはそういうことで調査をすることということでモニタリングの必要性を感じておりますが、現状のところ、そちらに変化が出たとかそういうことについては特別な状況をお伝えする状況で、答えが出せる部分というのは発生しておりませんので、まだ今回もそうでございますが、31年までの状況を見ながらモニタリングをさせていただければというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

121ページ、長与・時津環境施設組合負担金ということで、この金額は時津、長与の按分ということで、この額的には何ら問題はないというふうに思っております。昨年この金額の中に板ノ浦公園の落成式が入っていたということで、この板ノ浦公園の管理というのはこの施設組合の管理になるのでしょうか。それとも長与町の管理になるのか。まずその辺をお聞きできればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

管理自体は組合の管理となります。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ごみの不法投棄というのがこちらの環境の関連になるかと思うんですが、この板ノ浦公園の駐車場の入り口、外から見えない部分に不法投棄がかなりされているんですね。組合の管理であれば負担金を出している以上ある程度こう指摘するというか、そういう対応が必要なんじゃないかな。もっとひどくなる前にですね。だからその点をちょっと。これから利用する公園ということもありますので、そういう点を組合と話をされてはいいかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今の話の部分につきましては当然組合、時津町、長与町三者協議におきまして話をすべきことであるという認識でおります。ただ入口につきましては、今おっしゃった部分が個人の所有地もかんでる部分がありまして、恐らくそこに投棄されてる部分もあるかと思えます。そこについては今組合の方も地権者と協議を進めている状況でございますので、そこを含めまして協議してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

予算とちょっと関係ないかもしれませんが、今、時津と長与の分別の方法がかなり違います。私も一部組合の議会に出ておりますけども、そういった違いとの差をできるだけ縮められないかというそういう話題も出ておりますけども、町同士でそういった話し合いはなされていないのか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今話があったように、時津町、長与町におきまして若干分別の方法等違う分は存じております。当然でございますが、組合の方もそれを一緒にすることによってごみの分別、収集が業務的にやりやすくなるという認識を持っておりますので、これも三者間協議におきましては当然議題として話をさせていただいております。しかしながら、現状としましてやはり地域性がある部分もありまして、長与町のように時津も合わせてもらえないかとかという話はさせていただいている状況でございますので、今後とも進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

115ページの長崎市営火葬場維持管理負担金のところでお伺いします。今回のこの予算の金額とは直接的じゃないんですが、長崎市のもみじ谷火葬場と日頃からこの利用についての協議とかはなされているというふうに思うんですが、町民の方からあそこの施設がかなり老朽化しているという話も聞いていて、近々というか、いずれ改修なり建て替えなりという方向になるんじゃないかなという話もいろいろ出ているんですが、火葬場の今後の方向性というか、計画なりというのは、何か話がこの協議の中で進んでい

るのか。ちょっと予算じゃないかもしれないんですが分かる範囲でよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

今委員が言われたとおり、もみじ谷の老朽化というのは長崎市の運営体も分かっておられて、平成20年ぐらいからずっと改修をしてきてます。施設のホールとか炉自体とか、そこに入れる寝台車とか駐車場とか、それぞれもう修繕をずっと重ねてきてます。今後、団塊の世代が亡くなったときを見越して長崎市の方である程度想定はされているとは思いますが、その件についてうちの方に話があったとか、そういうのは今のところないです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

117ページの猫の不妊去勢事業の件でお伺いをしたいんですけれども、長崎県ですか、殺処分の件数がかかなり多いということで、聞くところによると県も今後殺処分を無くす方向で進めていこうというふうな話があるということとをちょっと聞いたんですが、そういうふうなことを聞いてるかどうかというのが1点と、そうなりますとこの不妊去勢というのをやはりちょっと充実していかないと、野良猫がどんどん増えるは、でも殺処分はしないはというふうになりますと住環境にいろんな影響が出てきますが、今後猫の不妊去勢の状況とか、あるいは殺処分の状況というのは、どういうふうに町として進めていくのか。お考えをお聞かせいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

殺処分ということで考えますと、当然我々がお預かりした猫等の保健所の方にお渡しする業務が関連してくると思います。これにつきましては年々今のところ減少傾向にあります。しかしながら1番我々が問題としてますのは今言われました不妊去勢、こちらにつきましても年間通して20件前後行っておるところでございます。それと殺処分に関しまして我々の努力義務としまして、お預かりした猫、犬等は極力どなたか飼い主が付かないかということで、窓口の方の職員が一人ひとりに当たったりとかポスターを掲示したりとかそういうことで現在対応して、ほぼ保健所に渡すようなケースが30年度に限っては発生していない状況でございますので、その分につきましてはそういう努力で減らしていくという形になろうかと思っております。また県の殺処分については、減らしていくような報道がされたというふうに伺っておりますが、直接的な市町村に対する話等ははまだ現在あっておらない状況でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

119ページの4款2項1目13節精霊船の回収、破碎、運搬処理委託料とか、集積場の警備、交通整備、ここら辺でかなり掛かるとるわけです。町民一斉清掃時の雑草とかこれが286万7,000円。これは住民の環境整備という意味では当然だと思うんですが、精霊船は昔は静かに先祖を送り出しよったとが長崎市の精霊流しのああいいう報道などで長与も非常に派手になった。ここに計上されておらん例えばシルバーに委託しておるのもこれに入っとるんですか。まず1点、運搬処理委託料。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今言われた部分にはシルバーの方は入っておりません。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

多分あとでシルバーも出て清掃とか何とかやっと思ったんじゃないかなと思ったもんですから聞いたんですが、我々も自治会の道路は、精霊流しの翌日は役員等が出て花火の残骸とかなんとかを整理したりとかそういうことをやっ取るんですが、もうここら辺もそろそろ例えば精霊流しをあそこに持ってくる分については搬入手数料を取るとか、そういうこともそろそろ考えていかんばじゃないかな。しかしそれを取ることによって取られんためにもうそこら辺にほったらかしてということであれば、また逆に環境悪化ということなるので困るという事態にもなるんですけども、そういう議論というのは、例えば内部であるいは保環連辺りで協議されたという経過はないのか、協議する考えはないかお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今、保環連の話がありましたので、その分については当然大きな議題としては取り上げたこともございますが、今言った手数料とかそういう細々したところについては話した経緯はございません。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに。全体的に含めて。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

119ページの町民一斉清掃時のこの処理委託の部分なんですけれども、いろいろと

今回無駄を徹底的に省くというような話もあるんですが、うちの自治会だけのことなのか知りませんが、長与ニュータウンの法面の下の所の非常に広い所に草が生い茂って、それを一斉清掃のときに刈るわけなんですけれども、それもトラックに積んで持って帰るわけです。ただ考え方によってはもうその草を法面の下辺りにもうそのまま置いておけば自然ともう土にかえっていくわけなんでそういう形で、当然その中で空き缶とか出てきますがそういったものは処分しないといけませんけれども、極力そういうものはもうそのまま寝かして土にかえすことを推進した方が経費の節減になるのかなという気もするんですが、いろいろ難しい問題はあると思いますけれどもそういった形での経費節減というのは検討できないものかお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

今堤委員が言われたとおり、法面の分についてはそのまま草を刈りっぱなしですれば、なかなかその下からは草は生えてこないというのも確かに理に叶っていると思います。ただし、その自治会、地元に住んでる方達が、いや虫が発生するけんがとか、飛んでくるけんがということであれば、どうしても回収に行かざるを得ない。だから今言われた所の地元の方達が、いやここは持っていかんでよかよって言うのをうちの方に言っていたら、うちの方はそちらに車を回しませんので、そういったもし希望があれば、そういったところもいいのかと思います。それで経費の削減、トラック1日もう借りてますんで、そこに行かなかったけん安くなるということではないと思います。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにいいですか。

それでは質疑がないようでございますから質疑を終了いたします。これで住民環境課の審査を終わりたいと思います。お疲れ様でした。午後は1時15分から開会をいたします。15分まで休憩といたします。

（休憩 11時57分～13時14分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。ただいまから、こども政策課の審査に入っております。先程、住民福祉部長に概要の説明を受けておりますけれども、改めて全体のことを簡単に申し上げていただきたいと思います。

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

午前中に引き続き、また昼からもよろしくお願いたします。午前中の積み残しであった、喜々津委員からのコンビニ交付の簡単な説明ができるフロー図があればということで、先程お渡ししましたのでそちらを見ていただければ、それが1番見やすいような感じのパンフレットだったので、そちらをお持ちいたしました。

今回31年度の当初予算につきましては、3課合計で支出におきましては46億2,705万9,000円、かなり大きな金額となっております。住民福祉部におきましても予算の執行については慎重にかつ全てを使い切るのではなくて少しでも余るような形の使い方を念頭に置いて31年度邁進していきたいと思っておりますので、議員の皆さんもよろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、こども政策課長から説明を受けたのちに、質疑を高田保育所からしてまいりたいと思います。説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

できましたら高田保育所を先にお願いをしたいなと思っております。よろしいでしょうか。所長が代わって説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

保育所から審査をとという要望ですから、それに応えまして松尾所長の説明を求めます。松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

それでは高田保育所に関わる予算の説明をさせていただきます。まず歳入から御説明します。説明書の12、13ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金の2段目、スポーツ振興センター共済保護者負担金2万3,000円が高田保育所分となります。次に14、15ページをお開きください。12款1項1目2節民生使用料、児童福祉使用料の全てが高田保育所分となります。次に18、19ページをお開きください。13款2項2目2節民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金7,126万6,000円のうち321万円が高田保育所分となります。内訳は56万円が一時預かり事業、265万円が地域子育て支援拠点事業です。次に22、23ページをお開きください。14款2項2目2節民生費県補助金、子ども・子育て支援交付金7,126万6,000円のうち321万円が高田保育所分となります。内訳は56万円が一時預かり事業、265万円が地域子育て支援拠点事業です。

次に歳出です。98、99ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費でございますが前年比495万6,000円の増でございます。平均87名の入所児童に対する通常保育と年間500名の一時預かり保育サービス実施を想定しての予算となっております。それでは節ごとに昨年度と異なる部分を説明いたします。1節報酬の2段目、保育専門員報酬ですが昨年と比べて216万円の増でございます。高田保育所の職員が産休、育休によりクラス担当をする正職が不足する可能性があるため、正職1名を支援センターから高田保育所に配置し、その補充として子育て支援センターに1名保育専門員増員を予定しております。2節給料は正規職員12名分の給料と職員手当で232万3,000円の増となっております。7節賃金は育児休業等代替職員賃金と通勤手当を

延べ18か月分270万8,000円計上しています。保育士賃金は子育て支援センターから職員を配置するため、30年度と比べ317万4,000円減額となっております。次に100、101ページをお開きください。11節需用費の電気使用料ですが契約変更により30年度と比較して63万7,000円の減額となっております。ほかは前年度どおりとなっております。高田保育所は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。

もう全体でいいです。行きましょう。質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

99ページの保育専門員報酬に係る人数と賃金の保育士等賃金。ここに関わる人数をそれぞれ教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

保育専門員に関わる人数は7名となります。保育士等賃金は月平均27人となります。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

保育士の賃金とか給与に関連してなんですけれども、もうかなり昔に管理公社の方から派遣されていたのをいろいろ法的な問題等クリアするというので、保育専門員とか特別職扱いだったですかね、そういう形でいろいろと処遇がこの間変更があったと思うんですが、そのあと国会の審議などで同じ労働してたら同じ賃金にすべきだという流れになってると思うんですが、今、高田保育所の正規職員とか何とかありますけれども、同一労働同一賃金という体制にはなっているのかどうか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

正規職員は、6クラスあるんですが各クラスに1名ずつ配置をしております。クラス運営に関する全ての責任は正職が取るようになっております。保育専門員に関しては、行事の準備や職務分担などは行っておりません。そして勤務時間が正職より短くなっております。臨時職員だけでクラスを運営することはありません。また保育日誌や個人記録などの保育事務もさせておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。保育所を終わります。

それではこども政策課長、説明を求めます。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは平成31年度長与町一般会計予算のこども政策課所管につきまして、御説明をさせていただきます。歳入総額が21億261万6,000円、対前年比8.1%の増額でございます。主な要因としましては、幼児教育の無償化に伴う臨時交付金、障害児通所給付費等の国庫負担金、保育所運営費の国費、県費の増額によるものです。歳出総額は30億2,928万円、対前年で4.3%の増額となっております。主な要因としましては、子ども医療費、障害児通所給付費、保育所運営費の増加、児童館による子育て支援センター事業の拡充、病児保育事業、産後ケア事業の開始に伴うものがございます。

それでは説明書に基づきまして御説明をさせていただきます。まず歳入でございますが12、13ページをお開きください。8款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金がこども政策課所管でございます。平成31年10月からスタートします幼児教育の無償化に伴う特例交付金でございます。無償化の対象は3歳児以上と0から2歳児の非課税世帯のみとなっております、31年度に限りまして10月から3月までの保護者が負担すべき保育料が臨時交付金として交付されます。次に11款1項1目民生費負担金のうち1節と2節がこども政策課所管でございます。1節児童福祉費負担金（保育料）につきましては、先程申し上げましたとおり3歳児以上と0～2歳児の非課税世帯が10月以降無償化となることから、前年度と比較して約6,500万の減額となっております。また3行目の病児・病後児保育事業負担金につきましては、これまでどおり時津町と共同で実施をしていくこととしたため、時津町から負担金をいただくこととしております。次に2目1節保健衛生費負担金、養育医療費保護者負担金がこども政策課所管です。次に18、19ページをお開きください。13款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち56万2,000円がこども政策課所管分で、育成医療費の国庫負担金で補助率は2分の1です。それから3行目、障害児入所給付費等国庫負担金は、補助率は2分の1、対象者の増を見込んでおりまして対前年比2,620万の増となっております。次に2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金がこども政策課所管でございます。保育所運営費負担金につきましては、保育所の入所増に伴う分とあやめ幼稚園が新制度の施設型給付費対象の施設に移行することに伴いまして、対前年度比4,756万7,000円の増となっております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率は2分の1となっております。次に2項2目2節児童福祉費補助金がこども政策課所管です。子ども・子育て支援交付金は、子育て支援センターや放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業に対する国庫負担で、補助率は3分の1となっております。次に3目1節保健衛生費補助金のうち3行目の妊娠・出産包括支援費補助金と4行目の母子保健情報の利活用に係る情報システム改修事業補助金がこども政策課所管です。妊娠・出産包括支援

費補助金は、新年度から新たに実施を予定しております産後ケア事業に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。情報システム改修事業補助金につきましては、乳幼児健診の情報連携を行うためのシステム改修補助金で、補助率は3分の2となっております。20、21ページをお開きください。5目3節の幼稚園費補助金がこども政策課所管です。補助率は3分の1以内となっております。次に3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金でございます。

22、23ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうち28万1,000円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1県費負担金です。4行目の障害児通所給付費等負担金も4分の1県費負担金でございます。次に2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金がこども政策課です。2節保育所運営費負担金は4分の1、2行目の施設型給付費等事業費補助金が1号認定の子どもの地方負担部分に係る分で2分の1県費負担です。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の4分の1県費負担金となっております。次に2項2目1節社会福祉費補助金の4行目から6行目がこども政策課所管です。小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費は4分の3、福祉医療費補助金と軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業が2分の1県費補助でいずれも例年並みとなっております。次に2節児童福祉費補助金は全てこども政策課所管です。1行目の放課後健全育成事業費補助金は母子家庭に対する保育料の補助で県費2分の1、保育対策総合支援事業費補助金は認可外保育所に対する補助金で県費3分の2です。4行目の子ども子育て支援交付金は県費3分の1補助で、病児保育事業をスタートする予定ですので若干増額となっております。34、35ページをお開きください。19款5項1目1節雑入の3行目、養育医療費返還金がこども政策課所管です。養育医療費が確定したあとに福祉医療費負担分を充当するものです。下から12行目、保健事業参加者負担金のうち11万5,000円がこども政策課所管です。離乳食教室など母子保健事業の参加者負担金です。5行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金がこども政策課です。児童館等にある放課後児童クラブ型の水道光熱費分の受け入れです。歳入は以上となっております。

続きまして歳出で84、85ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち1節報酬の4行目児童虐待防止専門委員と5行目の要保護児童対策地域協議会委員報酬がこども政策課です。児童虐待関係につきましては、特に産前産後のフォロー強化、そして相談業務だけでなく地域ネットワーク構成員のさらなる連携強化と担当職員専門性強化を図り、児童虐待の早期発見、早期支援にとどまらず、発生予防にも努めたいと考えております。4節共済費の2行目社会保険料のうち39万3,000円が虐待防止専門員に係る分でございます。7節賃金はいずれもこども政策課所管で、乳幼児、ひとり親、子どもの福祉医療に関する事務をお願いしております。86、87ページをお開きください。9節の普通旅費のうち2万7,000円、研修旅費の全てと費用弁償のうち4万1,000円がこども政策課所管で、いずれも要保護児童に対する会議や資

質向上のための研修に参加するものです。次に11節需用費の消耗品費のうち1万円と印刷製本費の24万2,000円がこども政策課所管です。福祉医療費の受給者証や封筒代が主なものになっております。次に12節役務費の審査支払手数料がこども政策課所管です。乳幼児医療費の現物給付に係る手数料となっております。次に13節委託料の2行目福祉医療費システム保守委託料と3行目福祉医療費システム改修業務委託料がこども政策課所管です。システム改修は新しい元号に対応するためのプログラム改修です。次に19節の下から3行目長与町福祉団体育成補助金のうち18万がこども政策課所管です。長与町母子寡婦福祉会の活動に対する補助金でございます。次に20節扶助費のうち下から2行目の小児災見舞金以外がこども政策課所管です。各医療費は30年度の実績見込みから試算をしておりますが、一番下の子ども医療費につきましては今年度中学生の通院費まで助成を拡大したことと小学生の伸びが大きくなっておりまして、対前年度比で45%ほど増額となっております。88、89ページをお開きください。

2目障害者福祉費のうち障害児に関する部分がこども政策課所管となります。1節報酬、1行目のひばり学級療育指導員報酬がこども政策課所管です。臨時職員4名分となっております。次に8節報償費の1行目と2行目がこども政策課です。小児科ドクターや言語聴覚士の先生方に定期的に指導に来ていただいたり、発達障害の理解を深めるための研修会を開催をしております。9節旅費、普通旅費のうち2万8,000円、費用弁償のうち12万2,000円がこども政策課所管です。11節需用費、消耗品費のうち20万7,000円、食糧費のうち2万8,000円、印刷製本費のうち1万円がこども政策課所管です。ひばり学級の訓練用教材などになります。12節役務費の1番下と下から2行目がこども政策課所管です。通所給付費と育成医療費の支払い事務手数料となっております。13節委託料、90、91ページをお開きください。1行目のひばり学級施設管理委託料とその下のひばり学級療育指導業務委託料がこども政策課です。ひばり学級療育指導業務は31年度から利用期間の制限を見直して対応するため、1名増員を図り5人分で委託する予定としております。また30年度同様、障害者総合支援法の中の地域生活支援事業として2名分を補助対象として事業を行っていく予定です。次に14節使用料及び賃借料のうち自動車借上料がこども政策課です。18節備品購入費4万3,000円がこども政策課です。20節扶助費の上から8行目小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費と下から6行目の障害児通所給付費、その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費がこども政策課所管になります。障害児通所に関する事務は相談から調査と審査、30年度から給付事務まで一貫してこども政策課で行っております。年々新規の利用者が増えており対前年度比約1.3倍で計上しております。

次に94、95ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策課所管となります。前年度と比較して1,641万の減額となっております。変更点について節ごとに説明したいと思います。1節報酬の3行目、子ども・子育て会議委員報酬は、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する年として年4回開催する予定

にしております。96、97ページをお開きください。12節役務費の2行目、総合保険料は病児保育事業を開始するに当たっての施設等賠償責任保険料でございます。3行目の子育てワンストップサービスシステム利用料は、マイナンバーを活用した電子申請の接続回線利用料でございます。住民票等のコンビニ交付がスタートする月から開始予定としております。次に13節委託料の3行目、子ども・子育て支援事業計画策定委託料でございますが、今年度実施をしましたアンケート調査の集計等をお願いしながら、31年度中に第2期計画を策定いたします。2つ下の病児・病後児保育事業委託料は病児保育事業を引き受けてくださる小児科医が町内で見つかりましたので、施設整備等準備が整い次第開始していただく予定としております。次に19節負担金、補助及び交付金の3行目4行目の放課後児童クラブに対する補助金は、処遇改善と障害児受け入れに対する補助金を増額しております。1番下の病児・病後児保育開設準備事業費補助金につきましては病児保育施設の改修等に対する補助金です。次に20節扶助費の児童手当につきましては、これまでの実績に即した計上としております。2目児童福祉運営費は全てこども政策課所管です。前年度と比較をしまして9,517万1,000円の増額となっております。主な要因はあやめ幼稚園が新制度の幼稚園へ移行したことによるものと認定こども園における幼児教育の無償化に伴う運営費の増額によるものでございます。

次に102、103ページをお開きください。児童館費です。前年度と比較をしまして454万1,000円の増額となっております。子育て支援センター事業の機能を拡大するために、パート賃金を339万6,000円増額しております。特に利用者が多い上長与児童館と長与児童館での支援センター機能を拡大して、人員体制も整えていきたいと考えております。また11節需用費の消耗品費と修繕料、13節委託料の下から3行目施設清掃委託料も少額ずつでありますが増額し、施設及び事業の充実を図ってまいりたいと考えております。次に104、105ページをお開きください。15節工事請負費です。上長与児童館の事務室のエアコンの取替工事と北児童館のフェンス設置工事を予定しております。ほかは例年並みとなっております。

110、111ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費ですが、7節賃金のパート賃金のうち5万6,000円、通勤手当のうち4,000円がこども政策課です。予防接種の予診票のチェックをお願いしております。9節普通旅費のうち9,000円、研修旅費のうち1万円、11節消耗品費のうち4万9,000円、印刷製本費のうち26万6,000円、13節予防接種委託料のうち1億1,705万1,000円、20節予防接種助成費がこども政策課所管です。感染症予防費については昨年並みの計上となっております。次に3目母子衛生費は全てこども政策課所管となります。それでは節ごとに御説明いたします。1節報酬の子育て相談専門員は、子育て世代包括支援センターで雇い上げている保健師と保育士が1名ずつ計2名分の報酬となっております。うち保育士につきましては4月に交代することとなりまして、一定の経験年数が必要であるため、4月から来年1月まではパートとして経験を積んでいただき、残りの2月3

月の2か月分のみ報酬に予算計上をしております。4節共済費は今言いました相談員2名と育児休業代替パートの計3名分です。112、113ページをお開きください。7節パート賃金は包括支援センターの補助職員2名分と育児休業代替職員1名分です。8節報償費の医師等謝礼につきましては、母子の健診事業に保健師や栄養士のほか、たくさんの専門職の方がスタッフとして御協力をいただいております。また専門職のスキルアップを図るための研修会を実施したり、気になるケースのフォロー教室などを予定しております。9節旅費から12節役務費までは例年並みです。13節委託料の健康診査委託料につきましては、これまでの実績に即した計上としております。産後ケア委託料につきましては新規事業で、子育てに対する孤立感や育児不安の軽減を図り、安心して子育てができる支援体制を確保するために、デイケアやショートステイをお願いする施設への委託料でございます。10月スタートを目指し関係機関と協議していきたいと思っております。健康管理システム改修委託料は、国が推奨する乳幼児健診の情報連携を図るためのシステム改修です。31年度に国庫補助が3分の2付く予定となっております。14節、19節、20節は例年並みです。

次に174、175ページをお開き下さい。10款4項1目幼稚園教育振興費は全てこども政策課所管です。19節負担金、補助及び交付金の1行目、幼稚園就園奨励費補助金と2行目の幼稚園教育振興費補助金は、あやめ幼稚園の新制度移行に伴いまして、それぞれ減額としております。預かり保育促進事業補助金につきましては例年並みです。

次に平成31年度の主要な施策に関する説明書の13、14ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としましては7項目掲載をさせていただいております。1つ目は心身障害児通園事業、ひばり学級です。療育支援活動につきましては利用期間の制限の見直しを行いまして、個々に応じたコーディネートを行うと同時に、親子療育の強化と保護者支援プログラムの充実を図ってまいりたいと考えております。2つ目は障害者通所給付事業です。発達に課題のあるお子さんの早期発見、そして早期支援に繋げてまいりたいと考えております。3つ目は第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務です。アンケート調査を基にニーズの集計と分析を行いまして、子ども・子育て会議等にお諮りしながら第2期計画を策定いたします。4つ目は病児・病後児保育事業です。町内小児科において病児保育施設の整備を行い、8月ごろから事業開始の予定としております。5つ目が保育所・認定こども園・幼稚園施設型給付費補助金でございます。待機児童の解消に向けて定員を増やしたこと、31年度からあやめ幼稚園が新制度の幼稚園へ移行すること、幼児教育の無償化の影響もありまして、前年度より1億1,425万増額となっております。6つ目は地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターです。児童館の中でも特に利用者が多い長与児童館と上長与児童館について機能を拡大し、親子の居場所を確保するため事業の充実を図ります。最後に新規事業の産後ケアです。デイケアとショートステイの受け皿を確保し、心身のケアや育児サポートを行ってまいりたいと考えております。

以上がこども政策課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、歳入の面からまいります。歳入一括して質疑はありませんか。13ページからですね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

13ページの病児・病後児保育事業負担金。時津町と共同で実施するという以前のやり方だというふうに思うんですが、ちなみにどちらでこれは計画されるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まなび野地区にあります、おひさまこどもクリニックが承諾をしてくださいます、そちらですることになりました。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前されてた所がちょうど時津町、長与町の間地点にあったということで、今回まなび野ですよ。私どもと言うか長与町民にとっては非常に便利な所でいいんですが、時津町から見れば少し距離が離れてるんで、協議整ったから予算計上されたと思うんですが、例えば負担割合なんかで少し調整されたのか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今までは国、県、町で3分の1ずつ負担があるんですけども、その3分の1の町の部分を長与と時津で折半という形で協定を結ばせていただいております。今後は堤委員もおっしゃったとおり、場所が非常に長与寄りということと、実績としまして長与と時津の利用の割合が、以前のこいで小児科のときにも6：4ぐらいで長与町の方が利用していたということもございまして、当初は7対3で。翌年度に利用実績に応じて精算をしていこうということで協定を結ぶ予定としております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

18、19ページのところの13款1項1目2節保育所運営費負担金、説明の中にあやめ幼稚園が新しい制度になるということで歳入に上がっていると、歳出にも上がっていると思うんですけども、私がすみません、勉強不足で分からないところがあるんですけ

ど、幼稚園と保育園を両方して子ども園とかいう形というのもありますよね。新制度、新しい幼稚園の制度というか、それはどういった内容なのか教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

27年度から子ども・子育て支援新法ができたときに、幼稚園が今までどおりの私立の幼稚園と、保育園こども園と同様の施設型給付費の対象となる新制度の幼稚園ということで選択をすることになっておりまして、長与町の場合、当時上長与幼稚園は子ども園に移行されました。で、フレンド幼稚園とあやめ幼稚園は、旧制度の従来どおりの幼稚園ということで運営をされていたんですけども、31年度から新制度の幼稚園ということで県の認可を取りまして、今までは運営補助金というのが無かったんですけども、31年度から運営補助金が発生をしております。町の役割としましては、園に対してこれまでは無かった指導監査であるとか、運営の内容の確認をするとか、そういった役割も長与町の方に今後発生をしていくという形になっております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そうしますと、今は多分幼稚園という形、保育所的なものは併設されてなくて、していたと思うんですね。時間外と言いますか、預かり保育とかいうのは幼稚園でもあると思うので、それはあくまでも幼稚園の機能という形になってると思うんですけども、31年度はその申請をされて保育所的な部分と言いますか、そういったこども園のような形での運営ということになるということではないんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育所とこども園と新制度の幼稚園という3つが運営補助金の対象なんですけれども、ここは幼保連携のこども園とかではなくて、新制度における幼稚園のままになります。保育機能は備えてない1号保育になります。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私がよく分かっていないのは本当に申し訳ないんですけども、こども園ではないと、そういった形ではないことは今理解しました。そうしますと、現行の幼稚園と新制度の幼稚園というのは、長与町がそういう指導、またそういう部分でも介入というか、そういうのができる形になるというのは分かるんですけども、通常の幼稚園と新制度の幼稚園、大きく違うのはそこだけなんじゃないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

私立の幼稚園は保育料というものを各園で設定をしておりましたけれども、1号認定ということで利用料の負担が応能負担になってまいります。ですから町の方で所得を調べて、あなたは保育料幾らですよという通知を今後は差し上げるような形になってまいります。1号認定は3歳以上の教育を受ける施設となっております。2号認定が3歳以上の保育をメインとした施設です。3号保育が0、1、2の保育施設というふうに分かれております。ですから1号というのは認定こども園の教育の部分と新制度の幼稚園の方が1号認定という形になってまいります。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私の認識では幼稚園は教育施設であり、保育園は親、保護者に成り代わって保育、面倒見るといってお預かりをするというところが、大きく違うのかなと思ってたんですね。そうしますと通常私立の幼稚園であれば例えばですけども、一月3万円の幼稚園の保育料が掛かるというところが、今後は所得に応じてという形に変わっていくということによろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

議員さんがおっしゃるとおりです。10月以降は3歳以上というところで無償化の対象にはなってまいりますけれども、4月から9月までは所得に応じて住民税に応じて保育料というものが決まってまいります。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。歳入いいですか。歳出、84ページから。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

85ページの児童虐待防止専門員報酬でお伺いしますが、児童虐待防止専門員というのは通常どちらにいらっしゃって、どういう形の運用になるのか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

席はこども政策課の中におります。通報が入ったときですとか、子どもの支援をするために学校へ出向いたりとか保育園に出向いたりとか、子どもの所属する所に出向いて先生方と話し合いをしたりですとか、お母さん達御家族の方に面談をしたりですとか、

役場の中にもありますが、外に出向いて対応していることの方が多いか
なというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

おそらく小学校、中学校等でも先生方も、今この児童虐待というのが非常に課題にな
ってるので、いろいろと注意はされてると思うんですけども、より専門的な方だとい
うふうに思いますので、実際例えば小学校、中学校で発見するのが困難なような事例に
気付くというか、そういう役割になるのか、もし、もう少し具体的に例えばこういった
こと、こういう役割があるとか、その辺りが分かれば教えていただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子育て支援機関というのは虐待を見つける義務がございます。そういったところを研
修会の中で、一般住民の方は虐待かなと思ったときには通報する義務が国民にはござい
ますが、子育て支援機関については虐待を発見しなければならないという義務が課せら
れてるということを、まずは研修会等でお話をさせていただいております。ですから例
えば不審なあざがあったりですとか、傷があるとか、日頃と様子が違うとか、そういっ
た場合にはやはり虐待ではないかというところを疑うわけではないですけども、ひょっ
としたらそういう可能性があるということで対応してくださいというお話をしてます。
ですから通常は子育て支援機関と繋がる、まずは顔の見える関係を取りまして、各学校
に対象の児童がいるときには定期的に訪問をして様子を伺ったりとか、一緒に勉強もし
ながら一緒に虐待に対する視野を広めていったりですとか、子どもの様子を一緒に見守
りをしたりですとかということが主な内容となっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

学校で健康診断を行いますよね。その内容を見て、その中で例えば先生が見てこれは
大丈夫だろうと思っても、その専門的な方から見たらあれどうかなというようなことも
あるんじゃないかと思うんですが、第一義的には先生のみがそういう健康診断なり状況
を発見して通報するのか、それともその専門員の方もそれにそういったことに加わる
のか、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

健康診断に同席まではいたしませんけれども年に数回学校訪問をさせていただきまし

て、気になる子ども、虐待に限らずまずは気になる子どものリストアップをお互いにしてきます。この家庭は気になるというところ、何で気になるのかというところも合わせて情報共有を図っていくようにしております。また学校とか保育園とか訪問をする中で今年度はやはり不自然なあざを見つけたというのもありまして、こちらも専門的なところまではいきませんので児童相談所の方に連絡をしまして、ちょっとこう不自然なあざがあるということで、児童相談所の方で雇い上げてるドクターに判断をお願いしたこともございます。ですから訪問する中では気になる子どもがどういった子どもかというところもありますし、気になる子どもの様子を見に行くのに合わせて、クラスの様子も一緒に見させていただくという形で対応させていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

実はちょっと私も気になる事例を最近知りまして、健康診断のときによく話があるのは、歯科検診で虫歯の治療等受けてくださいというふうになっているのに、なかなか受けないというようなときには、ちょっと注意しないといけないというはあるんですが、最近、視力検査のときに眼鏡を掛けるなりコンタクト入れるなりしないといけないのに、そういう対処をされてない子どもが実際長与町内にいるんです。私も非常に気になっていて、今日の機会にちょっと話をしておきたいなと思ったんですが、それが貧困によるもの、あるいはネグレクトによるものなのか、やはり歯だけじゃなくて、そういう眼科検診なども要注意リストの中に入れとかなないといけないと思うんですが、そういったこともリストに入っているかどうか、いかかでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

おっしゃられるように歯科検診で非常に虫歯の数が多い子どもというのはやっぱり御相談等がありまして、ネグレクト傾向にある御家庭が確かにございます。中には子どもを歯医者に連れていくことが難しい御家庭もありまして、養育支援事業という事業があるんですけども、子どもを歯科医に同行して連れていくというケースもございます。今おっしゃられました視力検査につきましては、今のところこちらの方には相談としては上がってきてなくて、どなたのことをおっしゃってるのかちょっと把握ができていない状況となっております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。歳出全般について質疑を受けたいと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

まずちょっと知りたいので1点、児童虐待防止専門員報酬の説明の中で産前産後ケア

を含めた説明があったんですけど、その産前産後となると出産された女性の方のことだと思うんですけど、こちらに対するこの専門員の役割というのはどういうものをおっしゃってるのかちょっと教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

要保護児童の中には妊婦も含まれておりまして、妊娠時に経済困窮だったり体の病気があったりですとか、子どもにひょっとしたら障害がということで特定妊婦と呼ぶんですけども、特定妊婦の方が毎年上がってきます。そういった特定妊婦の方も出産までの様子であったりとか出産後も訪問等しまして、虐待対応の職員が助産師なんですけれども、今非常に虐待で命を落とす子どもの年齢というのが低年齢化をしておりまして、非常に0歳児が多いということ、なおかつ0か月の子どもが命を落とすケースが非常に多いというところで、産前産後の特定妊婦、要保護児童については特に慎重に様子を追っていったような状況です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

では次、113ページの産後ケア医療委託料についてお尋ねします。これは受け皿の確保ということで今後話し合いをしていくということではありましたが、このデイケアとかショートステイを利用するに当たっては、結構1人1日当たりの金額とか結構高額になってるんじゃないかと思うんですよね。本来だったら高額、7,000とか8,000とか、もう1万を超える場合もあるというようなことがありますけど、そこら辺での補助というか、そういうところまでを含めたものを今後考えていかれるのか、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

病院に支払う委託料としましてはデイケアを6,480円、ショートステイを1万9,980円で考えております。そして利用をされる御本人の自己負担が、ショートステイが4,000円、デイケアが1,300円で今検討をしているところです。また生活保護世帯と非課税世帯については無料ということで今検討しているところです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

分かりました。ではもう1つ全然違う部分なんですけど、10月から幼保無償化が始まりますけれども、その国の補助というか国から下りるお金というのは1年でしたっ

け。その後、結局は町負担。県がある程度負担してくれるのかなと思うんですけども、今後町の負担というのがかなり大きくなってくるかと思うんですが、そこら辺の算定というか、国から下りてきた政策なので何ともできないんでしょうけれども、そこはもうきちんと考えられているのか、やっぱ厳しいんじゃないかと思うので、そこら辺の考え方をどう思われているか聞けたらと思います。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

無償化に伴う影響につきましては31年度に限って全額国の負担となっておりますけれども、翌年度からは通常保育料の関係は国が2分の1、県と町が4分の1ずつなんですけれども、これと同じになってまいります。ですから、今年度は国の基準額よりも長与町が元々保育料を低く設定をしてますので、国の基準どおりにお金が入ってくるので今年度は2,700万ほど逆に歳入が超過をしてくるような形になってまいります。ただ翌年度以降は4分の1の町の負担が入ってまいりますので、一般財源としては1,650万ほど増加するのではないかと算定をしております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

無償化の運用についてちょっとお聞きしたいんですが、同じ学年でも例えば10月の時点で2歳の子もおれば3歳の子もいると思うんですよ。そういった辺りの取り扱いというのは、もうきちんと定められたものがあるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育園につきましては3歳児クラスからが無償になります。ですから2歳の子も途中から3歳になってもその間は0～2歳児という形でカウントをされてきます。また幼稚園につきましては全員が対象になってまいります。3歳になった時点で幼稚園は入園が可能かと思えますけれども年少々と言われるクラスですね。その子達も無償化の対象となっております。そこだけちょっと幼稚園と保育園が違った形となっております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

91ページの扶助費の障害児通所給付費のところでお伺いをしたいんですけども、この障害児の通所事業所というのがどんどん年々増えてきていると思うんですけども、その中の実態が適正にされているのかなというのが気になってるんですけども、事業

所は増え、対象になるお子さんと言いますか、そうした発達のお子さん方もどんどん増えている中で、ただ単に託児みたいになってしまっていないか。きちっとそういった発達障害のある子どもさん方に対してどういう対応をすべきかとか、その辺りがきちっと分かってる方がその中で、子どもさん方を見ていらっしゃるかどうかというのが、その辺りのチェックというのは県がするのかそれとも町の方でやられるのか。その辺の状況は長与町内で大丈夫なのか。というのは、これはやっぱりその辺りしっかりとかなないと何か事故が起こるんじゃないかなという気がしてならないんですよ。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

障害児の通所支援関係の認可というのは県の方がするようにはなっておりますけれども、今年度から町内に限ってなんですけれども町内の事業者、年に数回集まっていたいただいて意見交換をするようにいたしております。その中で今の課題が何なのかというところの話し合いだったりですとか、今後幼児期の療育をするためには、親子一緒に療育をした方が、子どもの1番の理解者が1番近くにいるお母さんであるから、それがいいよねという話し合いを今年度はしてきております。ただ親子療育というところが単価が取れないということで、事業所の方では親子療育をやりたいんだけども運営的に厳しいのでできないという現状も分かってまいりまして、そこで来年度からひばり学級の方で親子療育をしっかりとしていきたいということで、ひばり学級の方を1名増員させていただいて、親子療育はひばりで、子どもの療育については事業所の方でといった役割分担等も随分話が進んできているような状況です。もちろん事業所にも、うちの相談員が現地を見させていただいて、どういった支援をやられてるのかということも見させていただきながらお互いに現状の課題が何なのか、今後どうしていくべきだとかということをお話し合うことによって、お互いの資質の向上ということを図っているような状況でございます。それと来年度からなんですけれども、各施設の方で自己評価を公表するような義務がございますので、そちらの方も明確になってくるのではないかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。全体的で結構です。歳入歳出いいですか。それでは質疑がないようございますから、以上をもって質疑を終了いたします。

こども政策課これで終了いたします。お疲れ様でした。

30分まで休憩をいたします。

(休憩 14時18分～14時29分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開をしていきたいと思っております。

それでは福祉課の審査に入ります。説明を求めます。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

それでは平成31年度長与町一般会計予算の福祉課所管につきまして御説明をさせていただきます。歳入の総額は5億3,140万円で対前年度比5,240万5,000円、10.9%の増額となっております。また歳出の総額は職員の人件費を除きまして8億6,994万7,000円、対前年度比6,821万8,000円、8.5%の増額となっております。歳入歳出いずれも増額の主な要因としましては31年度に実施をいたしますプレミアム付商品券事業の実施によるものでございます。

それでは説明書に沿って説明をさせていただきます。まず歳入の方から説明をさせていただきます。説明書の12、13ページをお開き願います。11款1項1目3節老人福祉費負担金のうち老人福祉施設入所者費用徴収金と高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管でございます。老人福祉施設入所者につきましては5名分、高齢者生活福祉センターにつきましては12名分となっております。14、15ページをお開き願います。12款1項2目1節社会福祉使用料でございますが、こちらは老人福祉センター丸田荘の入浴施設の利用料でございます。続きまして18、19ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金の2番目、障害者自立支援給付費負担金のうち2億7,287万7,000円が福祉課所管で、障害者の自立支援給付費に係る2分の1の国庫負担分でございます。13款2項2目1節社会福祉費補助金、こちらは全て福祉課所管でございます。地域生活支援事業補助金につきましては障害者の生活支援事業に対する2分の1以内の国庫補助。生活困窮者就労準備支援事業等補助金は社会福祉協議会に委託をしております生活困窮者就労準備事業に係る国の2分の1補助となっております。またプレミアム付商品券事業費補助金につきましては消費商品券のプレミアム部分。その下の事務費補助金につきましては事業に係る事務費に対する全額補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち289万8,000円が福祉課所管で、原爆被爆者対策の特別事業としまして窓口や電話などでの相談業務に対する国庫補助で全額補助となっております。

続きまして22、23ページをお開き願います。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2番目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億3,643万8,000円が福祉課所管で、こちらは4分の1の県負担分となっております。14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち1番目から3番目まで、それと1番下の長崎県人工内耳体外機購入助成事業費補助金が福祉課所管でございます。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金（障害者分）につきましては共に2分の1の補助、地域生活支援事業補助金につきましては国庫補助額の2分の1の補助となっております。人工内耳体外機購入助成事業費補助金につきましては、29年度から県が開始をいたしました助成事業で31年度までの3年間となっております、補助率は3分の1となっております。同じく3節老人福祉費補助金のうち在宅福祉事業費補助金が福祉課所管でございます。こちらは老人クラブの

活動に対する3分の2の補助となっております。続きまして26、27ページをお開き願います。14款3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課所管でございます。原爆被爆者対策事務に係る交付金と障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲交付金、そして戦傷病者の補装具支給等の請求事務に係る権限移譲交付金でございます。

続きまして、1番下の15款1項2目1節利子及び配当金のうち、次のページに移りまして上から2段目の地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管でございます。16款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましても福祉課所管でございます。続きまして32、33ページをお開き願います。19款3項1目1節貸付金元利収入のうち2段目の災害援護資金貸付金元利回収金が福祉課所管で、こちらは平成3年の台風災害の貸付金の回収分でございます。同じく5項1目1節雑入のうち7番目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円、1つ飛ばしまして各種施設電話使用料のうち1,000円が福祉課所管。次のページに移りまして上から7段目の丸田荘利用料は全額福祉課所管でございます。こちらは丸田荘1階部分の社会福祉協議会がデイサービスに利用されておりますけれども、その分の賃借料と光熱水費等の負担分となっております。そこから6つ下に行きまして後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち67万4,000円が福祉課所管でございます。こちらは後期高齢者の健康対策事業に対して交付をされるものでございまして、入浴施設利用等の健康づくり助成に活用しているものでございます。そして下から2番目の緊急通報装置システム事業利用者負担金も福祉課所管で、こちらはひとり暮らし高齢者等の希望者に対して貸与を行っておりますシステムの利用者負担金でございます。以上が歳入の福祉課所管分の説明でございます。

続きまして歳出に移らせていただきます。84、85ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬は上から3つ民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理委員会及び地域福祉計画推進委員会の委員報酬が福祉課所管でございます。31年度は民生委員児童委員の更新年度となっておりますことから2回分を計上いたしております。続きまして2節給料、そして3節職員手当等と4節共済費につきましては住民福祉部長、福祉課職員及び子ども政策課職員分の人件費でございます。1番下の8節報償費は福祉課所管でございます。次のページに移りまして9節旅費につきましては、普通旅費のうち29万2,000円、費用弁償のうち3万4,000円が福祉課所管でございます。11節需用費につきましては、消耗品費のうち8万2,000円、食糧費につきましては全額が福祉課所管でございます。次に13節委託料は1番上の地域福祉等推進特別支援事業委託料、下2つの生活困窮者就労準備支援事業等委託料、避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料が福祉課所管でございます。次に14節使用料及び賃借料、その下の19節負担金、補助及び交付金につきましては全てが福祉課所管でございます。ただし19節の下から3番目の長与町福祉団体育成補助金につきましては、このうち41万2,000円が福祉課所管でございます。前年度と比較をしまして増額となっておりますのが、19節の6段目、長与町社会福祉

協議会運営補助金で422万5,000円の増額となっております。こちらは新規採用職員1名分の給与等、それと事務局職員分の定期昇給及び人事院勧告等が主な要因となっております。その下の老人福祉センター運営補助金につきましては、施設の保守点検等が主ものでございますが前年度比85万7,000円の増額となっております。続きまして20節扶助費の下から2段目の小児災見舞金が福祉課所管。そして1番下の25節積立金につきましては全部福祉課所管でございます。次のページに移ります。

88ページをお開き願います。続きまして2目障害者福祉費でございます。1節報酬では1番上のひばり学級療育指導員報酬以外が福祉課所管となっております。そして4節共済費は相談支援専門員の社会保険料。7節賃金につきましては福祉医療事務の事務補助をお願いする臨時職員の賃金となっております。続きまして、8節報償費のうち1番下の自立支援協議会研修会時講師謝礼、9節旅費につきましては、普通旅費のうち20万7,000円、費用弁償のうち15万7,000円、次の11節需用費につきましては、消耗品費のうち10万1,000円、食糧費のうち3万2,000円、そして印刷製本費のうち31万2,000円が福祉課所管でございます。12節役務費につきましては、郵便料から6つ目の成年後見制度利用支援事業事務手数料までの6つが福祉課所管でございます。13節委託料につきましては、89ページに載ってあるものは全て福祉課所管でございます。次のページに移りまして下から3つ障害者福祉システム保守委託料、システム改修業務委託料、障害者相談員業務委託料が福祉課所管でございます。14節使用料及び賃借料につきましては有料道路等使用料と駐車場使用料。そして19節負担金、補助及び交付金につきましては全てが福祉課所管でございます。20節扶助費につきましては、上から8段目の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費、それとそこから8つ下に行きまして、障害児通所給付費、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金と育成医療以外が福祉課所管でございます。前年度と比較しまして増額となっておりますのが、上から13番目になりますけれども日中一時支援事業費、こちらが207万7,000円で約22%の増となっております。こちらは事業所の増加に伴いまして、利用者も増加傾向にあることから増額ということになっております。

次に92、93ページをお開き願います。4目原爆被爆者対策費、こちらは全て福祉課所管でございます。こちらは前年度とほぼ同額の計上となっております。続きまして94、95ページをお開き願います。6目プレミアム付商品券事業費、こちらは全て福祉課所管分でございます。こちらは国の施策によります31年度のみのもので、事業の実施に係る経費を計上いたしております。詳しい内容につきましては、のちほど主要な施策に関する説明書の中で説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして104、105ページをお開き願います。3款3項1目老人福祉総務費は全て福祉課所管でございます。11節需用費、2段目の燃料費につきましては丸田荘入浴施設のボイラーの重油代となっておりますけれども、こちらは重油単価の高騰によりまして、前年度比83万4,000円の増額となっております。13節委託料のうち上

から5番目の緊急通報システム業務委託料につきましては、30年度から内容を更新した事業でございます。ひとり暮らし高齢者など生活に不安がある方に対しまして、緊急時の通報、日常生活における相談並びに定期的な安否確認などができる装置を貸与するもので、2月末時点の設置数は29件となっております。次のページに移りまして20節扶助費のうち1番下の高齢者交通費・健康づくり助成金につきましては、高齢者の外出機会と健康づくり、介護予防を目的としまして、バス利用券、タクシー利用券及び健康づくり助成券のいずれか希望する券を対象者に対して交付をするもので、こちらも30年度から内容を更新した事業となっております。

続きまして220、221ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書でございますが、上から3段目の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる「ほほえみの家」建設事業資金に対する元利補助金が福祉課所管でございます。

続きまして主要な施策に関する説明書の内容につきまして説明をいたします。13、14ページをお開き願います。3款1項6目プレミアム付商品券事業費でございますが、こちらは2019年10月の消費税、地方消費税の引き上げによります低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に実施をする事業でございます。対象者は住民税非課税者、それと3歳未満の子が属する世帯の世帯主となっております。5,000円分のプレミアムが付いた商品券を2万円で販売をするもので、対象者①の住民税非課税者につきましては、その対象者の数分、対象者②の3歳未満の子が属する世帯につきましては、子の数の分の商品券が購入できるという内容となっております。また対象者に低所得者の方が含まれていることから、一度に購入できない場合を想定しまして5,000円分ずつの5回に分けて購入することも可能ということにしております。対象者数としましては①の住民税非課税者が約6,500人、②のこちら子どもの数になりますけども約1,200人と見込んでおります。続きまして26ページをお開き願います。特別職・非常勤職員報酬一覧でございます。一覧表の3つ目が福祉課所管となっております。続きまして31ページお開き願います。31ページの下段から32ページ上段に掛けましてが補助金・負担金一覧となっております。そして43ページ、こちらが基金の状況でございますが特定目的の3段目、地域福祉ボランティア基金が福祉課所管でございます。

以上が福祉課所管分の説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたのでただいまから質疑を受けたいと思います。最初に歳入を一括して質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。13ページからです。いいですか。19、23ページ、いいですか。27ページ、29ページ、31ページ、33ページ、35ページ、いいですか、歳入ないですね。それでは歳出にまいります。85ページ。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

84、85ページの社会福祉総務費の1節報酬の中で1番上の民生委員児童委員推薦会委員報酬で、今回民生委員が更新されるということで3回の会議を予定しているというふうにお聞きしましたがけれども、この更新される民生委員は、全体の数の中のどれくらいの方が今度交代されるという人数になるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

新年度2回の開催を予定しております。今、民生委員児童委員合計で定数が61名となっております。このうち今もう既に意向の方をお伺いしているところなんですけれども、あくまでもまだ意向の確認中でございますのではっきりした人数は分かっておりません。大体20名程度の交代になるのではないかとということで推測はしております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

2回会議を予定されているということで、61名の方の任期というのが、もちろん次にまだ続けて継続してしていただける方もおられると思うので、まだそこははっきり分からないと思うんですが、スタートと言いますか61名の方の任期、例えば2年とか3年とかあると思うんですが、それはもう全て同じ時期に改選という形になるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

委員の任期は3年になっておりまして、改選の更新の時期は全員同じ時期になります。平成で申し上げますけど平成31年12月1日から新しい任期ということになります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。87ページ、89ページ。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

87の13節委託料関係の1番下、要支援者の管理支援システムですけども、各自治体の要支援者の取組状況というのはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

2月末時点の状況でございますが、昨年コミュニティ地区ごとに説明会を全自治会、地区向けに説明させていただきました。その後自治会の要望に応じまして個別に自治会へ出向いて説明会をしたんですけども、それが24地区ございました。50自治会ござ

いますが、同意をされた対象者がいらっしやった地区が47地区でございます。このうち個別計画の作成に着手した地区が今30地区ございます。そして30地区のうち聞き取り調査でありましたり、まとめの方に掛かっている地区が15地区でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

所管から見て進捗進んでいるものか、予定どおりいってるのか、ちょっと遅れてるのか、そこら辺分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

当初所管の方としましては、30年度中の完了を目指してやってきたところでございますが、各自治会、どうしても個別の説明会とかを開いていく関係上、地区の日程調整でありましたり、そういったのを合わせていきますと、どうしてもちょっと遅れている状況でございます。3月末で完了予定だったんですが、先程数字を申し上げたとおりでございますので、進捗としては遅いのかなと思うんですが、これにつきましてはやはり相手様がいらっしやることなので、一定仕方がないことかなとは思っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに、89ページ、91ページ、93ページ、いいですか。95ページ、ないですか。105ページから、ないようでしたら歳入歳出含めてですね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

丸田荘の件でまた今年も聞きたいと思うんですが、上長与の方のお風呂が廃止になるだろうということで、今後丸田荘に関しても、前はボイラー交換も財政面でも住民福祉の方を重視してしっかりと改修を行ったわけですけど、今後施政方針にあるように徹底した無駄を省くというところ、そういう観点ではないかもしれないんですが老朽化も含めて、丸田荘も今後そういうふうな修理が必要になった場合の継続をどういうふうに考えていくのかというところで、所管は答えにくいかもしれないんですけども、町の方針としてある程度固まったものがあるかと思えますけど、その見通しというか、そういうのがお考えがあればお聞きできればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

議員がおっしゃられますように上長与公民館のお風呂につきましては、今年の5月からボイラーの故障によりまして使用が停止になっているところでございますけども、そ

れ以降丸田荘の入浴施設につきましては、利用者が増加をしている状況でございます。計画的な管理運営であったり修繕計画、そういったものが必要となってきましたが、現段階では丸田荘の方につきましては利用者が増えている状況でございますので、継続という形で考えておりますけれども、今後、大規模修繕であったり、改修であったり、そういったものが想定をされてきますので、今後の継続につきましては、今時点でいつ頃までとか目安とかいうのは立てておりませんが、なるべく歳出の削減に努めて、できるだけ長い期間継続ができるようにということでは考えております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その利用者が増えたということで駐車場関係の不足というのが考えられますけれども、そちらの方はどのように対応されてますか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

駐車場に対する苦情につきましては直接うちの方では特に伺ってはいないんですけれども、ただし働く婦人の家の駐車場と共有して使用しているものですから、例えば、働く婦人の家の利用者、団体での利用になると思うんですけども、そこが乗り合わせであったり、ちょっと駐車スペース枠外を越えての詰めてと言いますか、そういったことで対応をしているときがあるというのはちょっと働く婦人の方から聞いてますけれども、その苦情的なものについてはまだ今のところ受けておりませんが、今後問題として出てくるかもしれませんけども、そこら辺につきましてはちょっと生涯学習課所管の方とも協議は今後必要かなと思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。

それでは質疑をこれで終了をしたいと思います。

福祉課の審査をこれで終了いたします。お疲れ様でした。

3時15分まで休憩します。

（休憩 15時02分～15時16分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは引き続き委員会を再開をしたいと思います。審査をしていきたいと思えます。最初に中山部長から一言全体の説明を求めます。

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

連日の御審議お疲れ様でございます。詳細については健康保険課長より説明をさせま

す。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは皆さんよろしくお願いたします。健康保険課所管につきまして歳入より御説明いたします。説明書の12、13ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金3節老人福祉費負担金、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金476万2,000円は当町より長崎県後期高齢者医療広域連合に1名派遣しております職員の給与及び共済組合等の経費となります。次に18、19ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金3,075万5,000円は、低所得者の多い国民健康保険に対する国の財政支援分で6,151万525円の2分の1が交付額となっており、前年度比291万3,000円、8.7%の減額となっております。13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節老人福祉費補助金、老人保健事業推費等補助金のうち579万7,000円が健康保険課分となり、同じく3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金31万1,000円はがん検診の総合支援事業に係る補助金で、乳がんと子宮がん検診の無料クーポン対象者の自己負担分と事務費相当額及び精密検査未受診者に対する受診再勧奨等に関する事務費相当額の合計を計上しております。同じく地方スポーツ振興費補助金345万9,000円は健康ポイント事業に係る補助金です。20、21ページをお開きください。3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金733万8,000円は国民年金に対する事務委託金です。前年度比40万2,000円、5.2%減少しております。

次に22、23ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金3億5,228万9,000円のうち国民健康保険基盤安定負担金は9,834万円で、保険税軽減分として4分の3、国保財政支援分として4分の1の交付となっており、前年度比642万8,000円、6.1%の減少となっております。同じく後期高齢者医療保険基盤安定負担金5,744万円は保険料軽減分として4分の3の交付となっております。前年度比225万7,000円、4.1%の増加となっております。2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち健康増進事業費補助金166万1,000円が当課所管分です。健康相談や健康教育、健診等の健康増進事業に係る補助金です。30、31ページをお開きください。17款繰入金1項特別会計繰入金2目後期高齢者医療特別会計繰入金1節後期高齢者医療特別会計繰入金は存目計上いたしております。32、33ページをお開きください。19款諸収入4項受託事業収入1目後期高齢者医療受託事業収入1節後期高齢者医療受託事業収入1,163万2,000円は前年度比47万1,000円、4.2%増額しております。この事業は長崎県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査事業を受託して実施しております。

受診人数を1,300人と見込み計上いたしております。34、35ページをお開きください。同じく5項雑入1目雑入のうち、上から13段目の後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち6万7,000円が当課所管分で、健康まつりに係る補助金になります。その下4段目の在宅当番医制事業運営負担金は、西彼杵医師会に委託している在宅医療当番医制事業に対して、西海市88万1,000円及び時津町94万4,000円の負担金です。事務局である長与町がまとめて支払うもので、歳出に当町分も含めた315万円を計上いたしております。さらに4段下の臨地実習受入謝金13万円は、保健師、栄養士、歯科衛生士の学生実習受入時の謝金となっております。さらに5段下の保健事業参加者負担金のうち健康保険課分は1万8,000円で学童クラブ等での調理実習参加者負担金を計上いたしております。

次に歳出について説明いたします。92、93ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費3目国民年金事務取扱費2節、3節、4節につきましては、職員2名分を計上しております。9節以下の事務費につきましては前年度とほぼ同額を計上いたしております。5目国民健康保険費2億9,965万2,000円は前年度比778万9,000円、2.5%減少しております。2節から次のページにわたりますが、4節の人件費につきましては、健康保健部長、健康保健課長を含めた職員10名分です。7節賃金73万1,000円は育児休業に係るパート賃金と通勤手当です。28節繰出金2億2,542万9,000円は前年度比974万7,000円、4.1%減少しております。これは保険基盤安定負担金の減少が主な要因です。次に106、107ページをお開きください。3項老人福祉費3目後期高齢者医療費13節委託料1,124万3,000円は後期高齢者健康診査委託料で1,300人分を計上しております。19節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金4億3,838万3,000円は前年度比3,677万6,000円、9.2%増加しております。県広域連合の試算額のうち負担対象額の12分の1を町が負担することになっており、県全体の医療費の増額によるものです。同じく28節繰出金9,831万7,000円は長与町後期高齢者医療特別会計の繰出金です。昨年度とほぼ同額を計上しております。

次に108、109ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費のうち1目、2目、4目が健康保健課所管分です。まず1目保健衛生総務費1億244万8,000円は前年度比952万3,000円、10.2%増加しております。1節から19節までの主な内容といたしまして、2節から4節までは健康保険課職員6名分の人件費となっております。7節賃金656万7,000円は保健師2名の産休育休分480万2,000円と、健康ポイント事業176万5,000円を計上しております。8節報償費419万8,000円のうち372万1,000円が健康ポイント制事業の関連のものとなっております。講演会や運動教室時の講師謝礼、測定会場の保健師、管理栄養士等の謝礼、そして健康ポイント事業に参加された健康づくりを行った住民の方へのインセンティブとして昨年と同じく最高5,000円相当を設定しております。11節需用費321万

2,000円は前年度より153万5,000円増額しております。健康ポイント事業参加者へ貸与する歩数計やバーコードカードの購入費を計上しております。110、111ページをお開きください。18節備品購入費2万6,000円はホワイトボード脚付を1台計上しております。これは健康センターに設置する予定にしております。19節負担金、補助及び交付金686万7,000円は前年度とほぼ同額を計上しておりますが、平成31年度より看護協会負担金につきましては計上しておりません。2目感染症予防費7節、9節、11節につきましては前年度とほぼ同額を計上しております。13節委託金1億3,866万4,000円のうち当所管分は2,161万3,000円です。うち予防接種委託料は1,751万5,000円で、前年度比332万1,000円、15.9%減額計上しております。昨年度の予防接種状況を考慮して、高齢者肺炎球菌は800人、高齢者インフルエンザは5,400人分を計上しております。結核検診委託料409万8,000円は検診人数を2,400人と予定しております。次に112、113ページをお開きください。4目健康増進費5,829万4,000円は前年度比375万2,000円、6.9%増加しております。主な要因といたしまして食生活改善推進員養成講座の開催と大腸がん郵送健診を追加しております。

続きまして主要な施策に関する説明書の19、20ページをお開きください。上段に健康保険課分を記載しております。3款民生費1項社会福祉費5目国民健康保険金につきましては繰出金を、同じく3項老人福祉費3目後期高齢者医療費につきましては医療事業を、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては健康ポイント事業を掲載しております。次に27ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬一覧でございます。3番目に健康保険課分がございますが、4目健康増進費、フッ化物洗口推進協議会委員報酬を無くしております。これは平成32年から中学校においてもフッ化物洗口事業を開始したいと考えております。平成31年度はその準備期間とし準備に際しては主に教育委員会と連携して進めていきたいと考えております。35ページをお開きください。補助金・負担金一覧でございます。下段が健康保険課分でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金は、県広域連合の試算額のうち負担対象額の12分の1を町が負担することになっております。長崎県市町村保健師保健師会負担金につきましては5名分、長崎県栄養士会会費につきましては3名分、それぞれの会費を記載しております。病院群輪番制病院負担金につきましては人口数で按分しております。補助金につきましては昨年と同額としております。以上で健康保健課所管の主なものにつきまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので歳入から質疑を受けていきたいと思っております。質疑ありませんか。13ページからありませんか。19ページ、21ページ、いいですか。23ページ、いいですか。31ページ、33ページ、ないですか。それでは歳出にまいります。93ページ、93から95です。107ページ、109ページ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ポイント制度の件でお尋ねします。施政方針にも700人を加えて1,500人の募集というか、さらに参加数を増やすということですが、30年度募集したときに、若い方の参加がなかなか見込めないということで、これにプラス700人となるとそちらへの周知というのはかなり徹底しないといけないんじゃないかと思うんですが、どこか事業所等とかでの協力体制というのができているんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

木澤補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

平成31年度の健康ポイントの勤労層の獲得に向けてということで、2月の末に町内の事業所に「ながよ健康のまち応援団」というものの案内をさせていただきました、「ながよ健康のまち応援団」にその事業所が登録していただきましたら、事業所に勤めている町外の方も健康ポイント事業に参加ができますよというふうに新しく案内をしております。一応これが町外にお住まいの方であっても町内でお仕事をされてる方であり、またそのインセンティブとして長与町の商品券など交付するのであれば、長与町の経済活性に繋がるのではないかとということで、またあと事業所ということで事業所があるということは法人税であるとかそういうような町への収入もあるということで、そのような事業所の方も健康ポイント事業の対象にしていいのではないかとということで、そういうことで勤労層の獲得に向けて取り組んでまいります。また、さらに商工会などにも呼び掛けて各事業所に働いてる方への参加を募集したいと思っております。今この「ながよ健康のまち応援団」も周知したばかりですので、まだ募集が来てないですから、10事業所ぐらいがぼちぼち来てるような感じで長与中学校からとかいろんな介護の事業所とか、そういう所とかから申し込みが来ているような状態です。追加いたしまして、長与町の方が多く働いてる三菱重工であるとか長崎県庁の方にも出向きまして、長与町民の方にこのような健康事業があるということを積極的に御周知くださいということもお願いに行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。111ページ、113ページ。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

110、111ページの感染症予防、4款1項2目20節扶助費のところですけども、予防接種助成費、肺炎球菌とかインフルエンザについてということで、これ高齢者を対象にしていると思いますけれども、概ねこの算定基準というのは過去の実績等で、この人数が今年の予算として立てられたということでよろしいんでしょうか。まだ今30年度中ですので、まだはっきりした数は今のところ現在は無いと思うんです。もし2

9年度とか、ちょっと私のはっきり分かりませんのでその動向を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

4款1項2目20節扶助費につきましては、健康保健課所管分は計上してない状況で、そこはこども政策課の扶助費になると思います。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すみません私がメモする段を間違えているのかなと思うんですけど、さっき肺炎球菌とかの人数をおっしゃったのは節が間違っているのかなと、私の書いているところが自分のメモか間違ってるのかなと思うんですけど、肺炎球菌が800人とかインフルエンザが1,500人、間違っていなければというところで、その算定基準というかその動向その予算を立てられたのは過去数年のことが実績としてあると思うんですけど、30年度は途中なので分からないと思うんですけども、実際はどのような人数の元に算定されたのか。すみません、私がちょっと節は間違っただけで申し訳ないんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

木澤補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

肺炎球菌の人数につきましては、まず31年度から65歳以上からの5歳刻みの方を対象に接種するようになっておりまして、今までの実績としまして大体800人から1,000人毎年受けておりまして、31年度からはそれが2回目と言いますか5年ごとの接種が2回目に当たるので、今までより少し減るだろうということで一応800人ということではしております。そしてインフルエンザ大体例年5,100人から5,300人ぐらい接種しておりますので、一応5,400人ということではしております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

健康ポイントでちょっとお伺いしたいんですが、このポイント制をするに当たって一定、制度が安定したら利用者から負担を得るということも考えるというふうになってると思うんですが、どのくらいになれば負担を考えるのか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

この事業をするに当たって3年を一区切りというふうに計画しております。年度初め、

1 回目のときに無料でということをしておりますので基本無料でいきたいと思っておりますが、補助金とかその他いろいろな条件とかが出てきましたら、また考えていきたいと思っておりますが、今のところ無料で進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。

それでは、歳入歳出含めて質疑を受けたいと思います。いいですか。ありませんか。質疑なしと認めます。

これで健康保険課の質疑を終了をいたします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩中に引き続き委員会を行います。ただいまから介護保険課の審査に入ります。

説明を辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは一般会計の介護保険課所管について説明書より説明させていただきます。まず歳入予算でございますが18、19ページをお願いいたします。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金248万4,000円でございます。これにつきましては消費税増税に伴う低所得者への介護保険料軽減策として実施しているものでございます。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で公費負担することになっております。これの支出については繰出金の中で出すようになっております。平成31年度の軽減見込額につきましては、30年度の実績により対象者を1,553人、1人頭3,200円の軽減ということで合計496万9,600円の全体的な軽減を行っております。続きまして22、23ページをお願いいたします。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金124万2,000円は、先程の国費で説明した分と同様の県負担金分の4分の1になります。次に14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金の介護保険低所得者特別対策事業費補助金6万円でございます。これにつきましては、社会福祉法人が利用者への負担軽減ということで実施するものの補助となっております。県が基準額の3分の4を補助するものということで、1件分の想定で8万円の支出を見込んでおります。それに対する補助ということで6万円を計上させていただいております。以上が歳入になります。

引き続きまして歳出ということで106ページから107ページになります。介護保険課所管分につきましては、3款民生費3項老人福祉費2目介護保険費の部分になります。2目介護保険費の総額は4億9,420万8,000円ということで前年度比1,296万1,000円、2.7%の増となっております。2節、3節、4節は介護保険課の職員分の給料、手当等の関係で、総額7,177万2,000円は前年度比862万円の

13.6%の増となっております。11節需用費につきましては消耗品ということで8,000円を一般事務費相当分で計上いたしております。19節負担金、補助及び交付金では社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金ということで、これは先程歳入のところで説明しましたが、社会福祉法人が低所得者に対し行う補助ということで、この分の歳出額8万円ということで計上をいたしております。続きまして28節繰出金4億2,234万8,000円は前年度比579万2,000円、1.4%の増となっております。ここでは介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、国が25%の分と39%の部分があります。県が12.5%の分と19.5%の分、同じく町も12.5%と19.5%の分があります。それと第1号被保険者の負担ということで保険料については23%相当ということで、あと2号者保険料については27%負担という負担割合になっております。それと基準内繰入ということで、事務費相当分ということで、こちらの方を含めて計上いたしております。

それから主要な施策ということで19、20ページ、それから35ページに介護保険課分を記載しておりますので御参照いただきたいと思っております。

以上で説明終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。歳入は19ページ、23ページまで。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページの介護保険低所得者特別対策事業費補助金、国県から補助があるということですが、具体的に想定される事業所があるのでしょうか。差し障りなければお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これにつきましては社会福祉法人が補助するものということで、平成27年、28年、29年、決算ベースでは実績があっておりません。それ以前につきましては1か所、時津荘ということで、そちらの方が行っていたということで、こちらにつきましては1名の予定ということで現在計上させていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

18、19ページの13款国庫支出金1項1目1節低所得者保険料軽減負担金、これは消費税増税に伴い対象者は1,553人で計算されているという説明があったかと思うんですけども、これは今年度に限りということなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これにつきましては平成27年度より導入されたもので、現在30年度中も同様の計上をいたしております。31年度中につきましては、現在、消費税の協議をなされておりますので、それによっては再度変更となりますけども、今現在31年度の見込みでは今までどおりの分で計上させていただいておりますので、国の法令等の制定があればそのときにまた再度、介護保険条例の改正が必要となってきますので、その分について改めて御協議をお願いしたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。それじゃあ歳出含めて質疑を受けたいと思います。

107ページ、いいですか。ないですね。

それでは質疑をこれで終了いたします。

介護保険の審査をこれで終了いたします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。明日の日程等につきましては状況等を判断しながら、その時点でまた皆で協議をして決めていくということで、本日の総務文教常任委員会は終了いたします。お疲れ様でした。

（散会 16時04分）